

第1章

中英交渉の初期的展開

はじめに

香港返還をめぐる中英交渉とは何だったのか。それは、香港の「主権」と「統治」をめぐる二つの国民国家間の交渉であった。中華人民共和国政府とイギリス政府は1984年12月「香港問題に関する共同声明」(以下、「中英共同声明」)を締結し、「中国政府が97年7月1日から香港に対し主権行使を回復すること」、そしてイギリス政府は同日に「香港を中国に返還すること」を声明した⁽¹⁾。日本軍による第2次大戦期の占領を除けばアヘン戦争以来150年にわたってイギリスの支配を受けてきた香港は中国の特別行政区になるととなった。予定どおり進めば、人口600万人をかかえ大きな経済競争力をもつ要衝の地が、平和的に中国に返還されることになる。これは一つの歴史的な出来事であり、84年の「中英共同声明」は一つの歴史的決定であった。

しかし、この決定には構造的な欠陥があった。それは、返還の合意が中国とイギリスという二つの国家間でなされ、返還の対象である香港住民の意思はほとんど反映されていなかった点である。返還交渉の開始前の香港には、総督への諮問機関を除いては、香港住民の意思を反映するような政治制度は存在していなかった。交渉が開始されてからも、香港住民により選ばれた香港の代表者が交渉に参加することはなかった。イギリス側では香港総督が、中国側では中国政府の代表機関である新華社香港分社社長が、香港の利益代

表者としてではなく、あくまでもイギリスと中国の利益の代表者として交渉に参加したのである。

では、香港が参加しない交渉が何故、どのように開始され、どのような展開をたどって「中英共同声明」に行き着いたのか。そうした合意が内包していた問題は何か。香港代表が返還交渉に参加しなかったことは、返還決定後の香港問題の展開にどのように影響したのか。

本章の目的は、香港の主権の返還をめぐる中国とイギリスの交渉とその展開を、1970年代後期から80年代前期の政治経済的背景のなかに位置づけることにある。本章は二つの節からなる。第1節は中英交渉発生の背景を扱う。ここでは、70年代に遡り、中国とイギリスの香港に対する歴史的な認識を概観し、公式には82年9月のサッチャー（Margaret Thatcher）・イギリス首相の訪中によって始まったとされる中英交渉が、実際にはどのような政治的状況のなかから発生してきたのかを考察する。第2節では交渉開始の直接のきっかけとなった79年3月のマクルホーズ（Murray MacLehose）香港総督の訪中と、その約3年後の82年9月のサッチャー・イギリス首相訪中、および中英共同声明の調印にいたるまでの時期を扱う。

この「中英共同声明」はイギリス政府が1997年の6月30日を期して香港全土から撤退し、7月1日より中国が主権と統治を香港行使することを決定した条約である。具体的な返還以降の香港の統治に関しては、中国が返還の実施細則ともいべき「中華人民共和国香港特別行政区基本法」（90年4月施行、以下、「基本法」と略す）を制定した。しかしこれらの条約・法律が形をとる前の、いわば本格交渉の前段階での中英接触のありようが、後に表面化する問題点の萌芽を育み、現在にいたる試行錯誤の出発点となったのである。したがってこの時期は、前段階とはいえ、香港返還を考察するうえで重要な意味をもっている。本章の意図は、これまであまり注目されてこなかったこの時期に焦点を絞り、中英両国との香港返還に対する取組みの分析を通じて、返還に関する論議の基礎がいかに形成されたかを示すことにある。

ここで、本研究の資料についてふれておく必要があろう。1984年の「中英

「共同声明」にいたる中英交渉は国家首脳レベルの外交交渉であり、その詳細は明らかにされていない。したがって、現時点において、中英の公式文書から交渉の具体的経過を知ることは不可能である。イギリス議会における香港問題に関する討論の議事録を使うことは可能であるし、個別の事実の前後関係の確定には有効である⁽²⁾。しかし、交渉の相手である中国側において、同程度の資料が手に入る可能性がない。このため交渉の全体像を見渡すためには不十分と言わざるを得ない。

したがって、本章では交渉の経緯を羅列することは避け、交渉がおかれた歴史的・政治的状況に着目した。これによって香港返還という複雑な「課題」を中英両国がどのように処理したのかを明らかにする。この作業の基礎となったのは、以下にあげる最近出版された英文の二次資料である。

イギリスの前外交官であるパーシー・クラドック (Percy Cradock) の回顧録、*Experience of China* は中英交渉の最初から最後まで直接に交渉にかかわっていた参加者の記録である。クラドックは1978年から84年まではイギリスの北京駐在大使として、また84年から92年までは首相の外交政策顧問として、香港問題のみならずサッチャー政権の対中国政策全般にわたって大きな影響力をもった人物である。クラドックはイギリス外務省きっての中国通であり、北京のイギリス大使館で文化大革命を経験するなど、中国側の事情に精通していた。

1984年の「中英共同声明」はクラドックが筋書きを書き、彼の部下で後の香港総督デイビッド・ウィルソン (David Wilson) が仕上げたものである。クラドックの立場は中英交渉当時のイギリス外務省、ひいてはイギリス政府の立場を代表するものとみてよからう⁽³⁾。クラドックは「中英共同声明」を、与えられた条件下で中国との協調的関係を続けていくためには最善の選択であったと合理化する。

クラドックの立場に批判的な意見もある。ロンドン大学のクリストファー・ハウ (Christopher Howe) は、クラドック回想録の書評のなかで、クラドックの立場は香港住民の意思を無視することにつながったと批判する⁽⁴⁾。

ハウによれば、クラドックは香港の実情を知らず、あるいは知ろうとせず、1980年代中盤の現状を固定して中国との合意に達したため、90年代に入ると「中英共同声明」は香港が80年代後半に経験した経済成長と社会的覚醒により時代遅れのものになってしまった、ということになる。

よりいっそう批判的な意見の代表は、マーク・ロベルティ (Mark Roberti) の著書 *The Fall of Hong Kong: China's Triumph and Britain's Betrayal* である⁽⁵⁾。『アジアウイーク』の記者として香港に10年間にわたり居住したロベルティは、イギリス外務省、ひいてはイギリス政府が、自国の利益を確保するために香港を裏切り、香港住民を棄民したと述べている。また同時にロベルティは同書のなかで、香港住民の立場から異議申立てを行った鐘士元 (Sze-yuen Chung) と李柱銘 (Martin Lee) を文字どおり香港住民にとっての「英雄」として扱っている。

中英交渉をイギリスの側からみたものがクラドックであり、香港の側からみたものがロベルティであるとすると、その中間に位置するのがイギリスのジャーナリスト、ロバート・コットレル (Robert Cottrell) の *The End of Hong Kong* である。コットレルは、前述したような中英交渉の資料的制約を念頭においたうえで、「中英共同声明」にいたる経過を、中英両国、さらに、それに付随して香港が当時直面していた歴史的・政治的状況から説明しようとする。コットレルの手法は交渉経過の客観的「素描」に徹する点で本章の関心と方法にきわめて近い。

問題は中国側の考え方をさぐるために必要な基礎資料の欠如である。鄧小平や趙紫陽ら中国の指導者たちの香港問題に関する公式発言は、政府が確認した公式見解であり、交渉そのものの動きを反映していない。中国の公式見解は中国の立場を一方的に表明したものであるから、交渉の相手側の見解と対比し、その表明がなされた政治的環境と前後関係を補足していく必要がある⁽⁶⁾。最近の研究努力にもかかわらず、現時点では中国側の香港問題への対応を系統的に分析した資料は存在しない⁽⁷⁾。

しかし、中英交渉のおかれた状況を「素描」することは不可能ではない。

天安門事件後の1990年にアメリカに亡命した許家屯・前新華社香港分社社長が著した回想録（『許家屯香港回憶録』上下）はこの「素描」のためには有益である。許家屯は83年7月から90年1月まで、新華社香港分社社長兼中国共産党港澳工作委員会書記⁽⁸⁾として香港に滞在し、「中英共同声明」の内容を香港で実施する任についた。許が「中英共同声明」の決定にかかわったのは、83年夏からの約1年間であったが、この時期は交渉が妥結に向かって動きだした転回点であった。また、「中英共同声明」から90年「香港基本法」の制定にあたっての時期に、許は中国の対香港政策の決定と実施に中心的な役割を果たした。

許の新華社香港分社就任は、従来の幹部登用の前例を破るものであった⁽⁹⁾。許は香港に来るまでは、上海に隣接し改革開放政策を進めつつあった江蘇省の第一人者（党第一書記・省長・省軍区第一政治委員を兼任）であった。中央の指導者である胡耀邦や鄧小平は許の経済開発の実績に目をつけて、許を香港における中国代表として抜てきしたのである。就任以後、許は香港で問題が生ずるたびに、彼の北京でのパトロンである趙紫陽や胡耀邦や李先念や鄧小平に会いに行き、直談判で話をつけた。いうなれば、許は「中国側の香港総督」であり⁽¹⁰⁾、北京との太いパイプを持つという点ではイギリスにおけるクラドックの地位に近かったとみることができよう。したがって許の回想録は、クラドックのそれに対応する資料として取り扱うことができる。

第1節 香港返還交渉の開始

1. 香港返還の歴史的背景

中国にとって香港は近代中国がこうむった帝国主義的侵略の象徴であった。中国が香港を奪還する機会は1940年代に2回あった。1度目は香港に駐留していた日本軍が連合軍に降伏した45年である。フランクリン・ルーズベ

ルト (Franklin Roosevelt) がその年の夏まで生きていれば、香港をイギリスではなく蒋介石の中華民国政府に引き渡していた可能性がある。しかしついギリスは、時を移さず同年の9月までに臨時政府の業務を再開していた⁽¹¹⁾。次の機会は中国人民解放軍が香港に迫った49年秋である。大方の予想を裏切って、解放軍は香港との境界で進軍を停止し、香港と広州を結ぶ九広鉄道の再開をイギリス政府に通告してきたのである。

香港を当面イギリスの統治にまかせ、中国は香港を国際貿易の窓口として、また台湾を含む対外工作の基地として活用するという方針は、毛沢東自らが下した戦略的決定であった。このことは最近中国人研究者によって明らかにされている⁽¹²⁾。同じ証言によれば、中国共産党の指導者たちは香港問題を、東西両陣営の闘争の焦点をなす重要かつ複雑な問題と認識していた。そのような重要な問題の決定は、常に個人——毛沢東、その死後は鄧小平——が行っていた。毛の生前に香港問題の決定に参画することができたのは、毛の他には周恩来、外事弁公室主任の陳毅、副主任の廖承志の3名のみであり、劉少奇や鄧小平は参加していなかった。

毛の下した戦略的決定は、香港の主権については絶対に譲らないが、実際の運営はしかるべき時がくるまで現状を維持する、というものであった。これは、朝鮮戦争と対ソ連一辺倒政策によって中国が国際的に孤立した1950年代には、経済制裁を逃れる窓口としてきわめて有効であることが判明した。また59年には、毛沢東は大躍進政策で荒廃した国内経済を目にして、再び香港を現状のまま維持することの必要性を訴えた⁽¹³⁾。

1960年代から70年代の香港返還に対する中国側の言明は、上記の毛沢東路線の継続を強く示唆するものであった。63年3月の中国共産党機關紙『人民日報』は、香港問題は条件が成熟したとき、交渉により平和的に解決されるであろうと言及した。また66年には当時の外相・陳毅が、「中国外交の最大の目標は台湾であり、台湾問題を解決した後、適当なときに香港マカオ問題に取り掛かる」と言明した⁽¹⁴⁾。

1967年のいわゆる香港暴動と文化大革命の最中にあっても上記方針は維持

された。71年には周恩来自らイギリスの東南アジア局長マルコム・マクドナルド (Malcolm Macdonald) に対し中国は新界の租借終了以前に香港の祖国復帰を追求する意図はない旨伝達した⁽¹⁵⁾。72年3月には中国の黄華国連大使が国連の「非植民地化特別委員会」宛てに書簡を送り、香港とマカオは中国の主権の範囲内であり通常の植民地にはあたらないこと、また、中国政府は香港マカオ問題に関してはその期が熟したときに適当な方法で解決する意思のあることを言明した。

一方、イギリスの香港に対する認識は1964年から70年までの労働党政権と70年から74年までの保守党政権を通じて、緩慢ではあるが着実な変化を遂げてきた。一言でいうならば、この変化は露骨な植民地性の修正であった。その契機となったのが、67年の香港暴動であった。文化大革命の香港版ともいいうべきこの香港暴動は、イギリスが旧植民地を統括するイギリス植民地省の伝統的やり方、すなわち警察力の動員によって制圧した。これによって中国の香港における地下組織は壊滅的な打撃を受けた⁽¹⁶⁾。

しかし、同時に香港暴動は香港をかつての植民地的搾取の方式で統治しつづけることの危険をイギリス、特に植民地省とは対立してきた外務省に印象づけることとなった。翌1968年に労働党のハロルド・ウィルソン (Harold Wilson) 政権の下、植民地省が外務省に合併したことと⁽¹⁷⁾、同時期に香港で一連の社会立法が施行され、社会保障、教育、福祉面の改善がはかられたことは無関係ではない。71年11月には、外交官出身のマレイ・マクルホーズが初めて植民地省ではなく外務省から香港総督に就任した。マクルホーズは具体的な社会政策を強力に推進し、域内で強力な指導力を示した。公共住宅の整備、地下鉄の建設、警察からの腐敗の排除といった政策は、マクルホーズ時代の産物であった⁽¹⁸⁾。

マクルホーズ就任の直後、1972年3月に前述した黄華国連大使の書簡が国連に送付され、その5日後中英両国は外交関係の正常化を発表した。同年10月には周恩来がイギリス紙のインタビューに答える形で、香港は中国に返還されねばならず、中英両国は適当な時期に協議を開始すべきであるが、その

ような協議は今すぐ始めなければならないというものではない、という従来の主張を再度表明した⁽¹⁹⁾。中英関係が改善するにつれ、香港の特殊な地位を見直し、中国との緊張緩和にふさわしい形態に変えるべきだという認識が主にイギリスの指導者の間に浸透していった。

保守党のエドワード・ヒース (Edward Heath) 首相は、1970年に首相に就任するとすぐにアンソニー・ロイル (Anthony Royle) を外務省のアジア担当に任命し、ロイルは外務省と内閣の構成員からなる香港問題委員会を結成し、密かに新界の租借期限問題の検討を開始した⁽²⁰⁾。ヒースは、74年5月に訪中しその後も頻繁に訪中するが、5月の訪中直前には労働党のハロルド・ウィルソンに政権を奪われていた。選挙で破れていなければ、サッチャー訪中に先立つこと8年の、この訪中が香港の返還をめぐる中英交渉の開始となっていた可能性が高い。

しかし、イギリスにおけるこうした対中協調路線の浸透には大きな制約があった。それは、香港の非植民地化を論議することは、万一の場合香港の中国系住民をイギリスが自国民として受け入れられるかどうかという問題を提起したからである。イギリスの反応は、保守党・労働党とも、大規模な移民は受け入れることはできないというものであった⁽²¹⁾。当時、香港の人口500万人のうち香港で生まれ、したがって「イギリスおよび植民地の市民権」を獲得する資格のある人々の数は300万人にのぼるとみられていた。彼らが大量にイギリスに移民してくる可能性は、失業と不況に苦しむイギリスにとっては「有色人種の移民に対する神経症的な恐怖⁽²²⁾」を引き起こすに足るものであった。

イギリスはすでに1962年に「英連邦移民法」を制定して、イギリスに自由に入国する権利を香港のイギリス旅券保持者から剥奪していた。しかし、いったん香港が危機的状況におちいった場合彼らの入国を拒否することは人道的見地からみてできない、というのがイギリス政府の代表的見解であった。イギリスの対中協調路線の裏には、香港からの大量移民を防ぎたいという意図があったことは明確である。

香港住民はこの間の中英関係の変化をどのようにみていたであろうか。1970年代は香港にとっても一つの転機であった。第1に、戦争と革命を逃れて香港に移住してきた人々の間に、香港人としてのプライドが生まれてきつた⁽²³⁾。香港で生まれ育った彼らの子供たちが成長しつつあったし、文化大革命の混乱に苦しむ中国に比べて、香港は明らかに住みよいところであったからである。

第2に、中英関係の改善は香港の経済にとって有利な材料となった。香港の株価の代表的指数であるハンセン指数は1967年の59ポイントから73年の3月には1775ポイントという記録的な伸びを示した⁽²⁴⁾。香港の空前の経済ブーム——それはホンコン・フラワーに代表されるような低技術の労働集約型産業であったが——を間のあたりにして、経済活動に忙しい香港人たちにとって、1997年はこの時点ではまだ遠い先のことであった⁽²⁵⁾。

こうした香港の現状維持志向は、政権が必ずしも安定していなかった中英両国にとっても都合のよいものであった。中国は毛沢東の死を目前にしており、イギリスは1970年代に3回の政権交代を経験していた。事実、中国は前述したように、当面の間という条件つきで現状維持を主張したし、イギリスは増大する香港の経済的潜在力に着目し、香港におけるイギリスの存在を合理化する論理を産み出した。それは、香港の経済的繁栄は技術、経営能力、外貨・為替の管理能力といったイギリス式経営管理によって支えられているのであり、したがってイギリスの存在により中国もまた増大する経済の受益者となっているという発想である⁽²⁶⁾。イギリスが香港にもたらした独自の統治方式——開放的でレッセフェール的な経済と寛容かつ小規模な政府の混合形態——が香港経済、ひいては中国をも含むアジア経済の繁栄をもたらしている以上、イギリスによる香港統治は成功であり、謝罪する必要などない、とこの論理は展開する。

いうまでもなく、イギリスが香港で実行していた統治形態は政治的にはきわめて非民主主義的である。政策決定権は全面的に総督に属し、立法評議会や行政評議会は総督の単なる諮問機関でしかなかった。立法評議会議員の任

命は1985年まで完全に総督に委ねられていた。91年10月に立法評議会の一部が直接選挙で選ばれるまで、香港には中央政府レベルの直接選挙が存在しなかった。香港はその政治体制からみるかぎり19世紀後半の植民地制度を色濃く残していたのである⁽²⁷⁾。香港は非民主的であつただけでなく、非政治的でもあった。民主主義に対する敵意は、政治と商売は両立せず、一つを選択するなら商売をとる、という香港人に共通した心情に支えられていた。香港に永年勤務したあるイギリス人官僚はこう述懐している。

1951年から81年まで私が政府に勤めていた30年間、「民主主義」は禁句であった。政府の人間はだれも、民主主義が香港に導入されれば、香港の経済は即座に破壊され、社会的・政治的不安定がもたらされると確信していた⁽²⁸⁾。

こうした確信に基づき、香港政府は、イギリスの統治方式の枠内での経済活動に対しては寛容に対処し、住民の不満を和らげるため上からの各種の社会福祉政策を推進した。しかし、住民による直接選挙といった政治代表権にかかる運動は一貫して弾圧してきた。イギリスはこうした論理と統治の実体をかかえて1970年代後半の中国との香港返還交渉に臨んでいったのである。

2. 香港返還交渉の起源

香港返還交渉の起源に関しては、1997年で租借期限が切れる新界の土地の使用権を確保するため、イギリス側が中国側の意向を打診するところから非公式な交渉が開始された、というのが通説となっている⁽²⁹⁾。ここでは、前章の歴史的背景をふまえたうえで、香港返還交渉の起源をやや詳しくたどってみることとする。

まず、新界の土地の使用権をめぐる租借期限の問題がイギリスを返還交渉に踏み切らせる大きな契機となったことは疑いがない。租借期限の問題は、香港が香港島と、九竜半島と、さらにその北で中国と国境を接する新界とい

う3部分からなり、それぞれに別な条約が存在するという条約構造上の問題に由来する。すなわち、香港島は1842年の南京条約によってイギリスに割譲され、九竜半島の一部と周辺の島は1860年の北京条約によって同じくイギリスに割譲されたのに対し、香港全体の面積の92%を占める新界については1898年の新界租借条約によって、割譲ではなく99年間の租借が約されたのである⁽³⁰⁾。

当時の国際慣習によれば99年の租借は割譲に等しいという議論もありうるが、少なくとも条約としては租借期限は1997年6月末日で切れることになる。香港政庁による土地の使用権が97年で切れるということは、長期にわたる使用権の契約はできず、すでに経済ブームが起きていた香港にとって経済上の信用が損なわれることになる。土地使用権の貸与契約期間を15年とすると、97年から逆算した交渉開始の限界は82年となり、これは確かにサッチャー訪中と一致する。

ところが新界の土地の租借期限がイギリスをして香港返還交渉に踏み切らせたと仮定した場合、そこに一つの疑問が残る。それは、どうしてもっと早い時期に土地の租借の問題を取り上げなかつたのかという疑問である。条約締結後80年間も無視されてきた問題が1970年代の後半になって急に表面化したのは何故であろうか。

この疑問を解明するためには、中国政治に対するイギリスの認識を考察するべきであろう。イギリスが土地の租借問題を取り上げるためには、それに応じるとみられる政権が中国に存在する必要があった。すなわち1970年代後半になると、中国では脱文革のプロセスがすすみ、西側諸国に必ずしも敵対的でない、外交交渉で歩み寄る可能性のある政権が安定的に成立しつつあった。鄧小平の権力掌握と对外開放政策の施行、それに即した中国外交の布陣が、イギリスを交渉に踏み切らせた背景だったのである。

実際に新界の土地の租借期限の問題は、すでに1920年代に当時の香港総督によって指摘されたことがある。25年に香港総督に就任したセシル・クレメンティ（Cecil Clementi）は、イギリスの香港経営にとって致命的な影響を与

えかねない「租借問題」をまさしく50年後に表面化するのと同じ形で指摘していた⁽³¹⁾。クレメンティが指摘した問題は、まず新界の租借は更新可能か、というものであり、次にイギリスは新界において97年6月末日を越えた契約期間をもつ使用権貸借契約を締結できるのか、というものであった。また、もしこれらが不可能ならばどのようにして香港への投資を確保することができるだろうか、というのが3番目の問題であった。

当時は主として二つの選択肢が検討された。まず、中国に軍事的あるいは外交的压力を行使し、租借を割譲に切り替えるよう迫ること。次に、中国へ返還される可能性のある新界の開発をあきらめることである。当時のイギリス外務省は、圧力の行使に反対し、植民地省は新界の開発を支持したため、結局イギリスの香港統治は租借問題という矛盾を包含したまま進行していった。20年代には租借問題は指摘はされたものの、その解決は次の世代の課題として残されたのであった。

前章で概観したように、1949年の時点ですでに「機の熟するまで」香港の現状維持を認めるという戦略的かつ現実的な判断を下していた中国にとって、新界の租借問題は緊急を要する問題ではなかった。74年にヒース・イギリス首相が交渉開始の機会を逃した後、中国は76年に周恩来と毛沢東の相次ぐ死を迎え、同年には鄧小平が再度失脚するという政治的激動のときをむかえた。77年の後半になってようやく鄧小平が再び権力に復帰したことが明らかになってきた。

同年12月には鄧は腹心の胡耀邦を中央組織部長に据え、文化大革命で破壊された党组织の再建を精力的に推進した。公表はされなかったものの、文化大革命前に香港マカオ工作を担当していた国務院外事弁公室香港マカオ工作指導小組は、1978年6月には国務院の香港マカオ弁公室として復活し、主任には以前と同じく廖承志が就任した。香港マカオ工作指導小組が党的工作については広東省委員会の管理の下におかれていたのに対し、香港マカオ弁公室は主任の廖による直接管理であり、党的工作についても香港マカオ工作委は中央の直接指導の下におかれた。つまり、事実上香港は廖承志の直接指導の

下にあったのである⁽³²⁾。

イギリスは、中国のこうした一連の動きを、香港返還交渉を切り出すための好機と判断した。保守党のヒース前首相が香港返還交渉開始の意図をもっていたことは前述した。労働党のキャラハン (James Callaghan) 政権も中国との関係改善には積極的であり、その外相デイビッド・オーウェン (David Owen) は強力な政治力をもっていただけでなく、香港問題の解決に意欲的で、1979年の春には訪中して香港問題を提案する予定をもっていた。香港では毛沢東の死後、香港と中国の間のより現実的な協力関係への期待が高まっており、貿易や中国から香港への投資もまた増加していた。中国でも改革開放政策の追求のために、香港への関心が高まっていた。こうした70年代後半の中国側の動きを香港交渉のための好機ととらえ、イギリス指導層に香港問題への注意を促す人間が必要であった。

そのような役割を果たしたのが1978年6月に北京大使として赴任したクラドックにほかならない。クラドックは、鄧小平は合理的かつ現実的な指導者であり、香港を担当する廖承志も同様に柔軟であると観察したうえで、中国は近代化を急速に進めており、そのためには安定しつつ繁栄する香港が重要になる、と分析した⁽³³⁾。クラドックは、こうした機会はいつまで続くかわからず、したがって利用できるときに活用すべきだ、と主張したのである。

一方、イギリスのこのような関心とは別に、香港でも1970年代の中盤に新界の租借期限の問題に気づいた人々がいた。彼らは中国を刺激せず、なおかつ香港の経済利益に合致した形でこの問題を解決しようとした。香港でのそうした動きを代表したのが香港総督のマクルホーズである。

1974年にマクルホーズ総督が立法局委員に任命した香港の法律家、羅徳丞 (Lo Tak-shin) は新界の租借とイギリス政府によるその使用権のリースの現状を、法律的見地から検討し、78年1月にはマクルホーズ総督に対し以下のような提案を行った。羅徳丞の提案の核心は、土地使用権のリース契約を漸進的に更新することで、97年以降のイギリス統治に対する中国側の意向を、段階的に確認していくことにあった⁽³⁴⁾。

マクルホーズは羅徳丞の提案を外務省に打診することを約束した。彼自身すでに前年の1977年に新界の租借期限問題の再検討を外務省に申し入れていた。11月に外相のディビッド・オーウェンと外務省でアジア問題担当のゴロンウェー・ロバーツ (Goronwy-Roberts) に会見したマクルホーズは、新界の租借期限問題を香港経済にとって重要な懸念であると報告した⁽³⁵⁾。

マクルホーズがそのような申し入れをするには根拠があった。現地の状況を判断するのに最もふさわしい者は現地にいる総督である、という植民地統治の伝統の下に、香港総督は幅広い権限を与えられている。形式としては、香港総督はイギリス政府の組織上外務省に従属し、外務大臣から通達されるすべての指示に従う義務があり⁽³⁶⁾、外交と憲法の修正は総督の所轄外とされていた。しかし現実には植民地の総督はよほどのことがないかぎり母国政府の干渉を受けることはなかったし、香港総督はそのほとんどが5年の任期をまつとうした。新界の租借問題は、外交問題ではあったが、香港の商業活動にかかわる問題と解釈すれば、総督が関与する根拠となりえたのである。

マクルホーズは中国との協調を目標に総督に着任し、新華社香港分社と香港政府の政治顧問弁公室との日常的交流をはかった。マクルホーズは香港総督として初めて新華社香港分社が主催する1978年国慶節の式典に出席し、新華社香港分社社長・王匡と乾杯を交わし、中英の良好な関係を内外にアピールした⁽³⁷⁾。

このようにイギリス側が北京と香港で中国との接触を促進する動きをみせると、これに呼応するかのように、1978年12月中国対外貿易部長の李強が香港を非公式に訪問し、マクルホーズ香港総督を北京に招待した。この中国からの招待をクラドックとマクルホーズは願ってもない「チャンス」ととらえ、最大限に活用しようとした。マクルホーズは早速ブリーフィングを開始し、クラドックは外務省を引き込んで訪中予定の3月まで討議を重ねた⁽³⁸⁾。

ここで、これまでのまとめを兼ねていくつか論点を整理してみよう。

まず、新界の租借問題が香港返還交渉の直接の契機になったという見方には、いくつか重大な限定が必要である。新界の租借問題は主要なきっかけで

はあったものの、イギリスをして中国との交渉を開始させるための決定的な原因であったとは言い難いからである。1970年代後半の香港の経済ブームにおいては、新界の土地の使用権の期限はけっして重要なものではなかった。宅地の賃貸に関しては、5年から7年で初期投資を回収するというのが香港の常識となっており、20年から25年先のこととは法的な問題とはなりえても、商売上の障害となることはなかったのである³⁹⁾。したがって、新界の租借問題は交渉開始のための必要条件ではあっても、十分条件ではなかったといってよいであろう。

土地の租借問題を、イギリス外務省が交渉を開始するための「アリバイ」であったと見なすのはいきすぎであろう。租借の期限が近づいたためイギリスがあわてて交渉を始めたとみるのも事実とは異なっている。香港の返還が英中間の交渉の対象になるまでには、租借期限の到来という必然性に、政治的・経済的機会という偶然が加味される必要があった。すなわち、土地の租借期限といった現実的課題は、それを解決する能力のある人間が「問題」としてとりあげ、政治的指導者の注意をそれに引きつけたときに初めて出現したといえよう⁴⁰⁾。

次に、香港の返還交渉が1982年のサッチャー首相訪中から始まったという見方にも注意が必要である。交渉の非公式な開始は、マクルホーズ香港総督の訪中であった。これまでみてきたように、イギリスが香港問題を首脳会談の場で取り上げる機会はいくつかあった。なかでも74年のヒース訪中と、未然に終わった79年のオーウェン訪中は、交渉の正式開始に近いものであった。

したがって政治的チャンスが到来したとき、イギリス側は来るべき本格交渉に備えて、すでに論点の整理を終えていた。次にみると、マクルホーズ香港総督が訪中する1979年3月直前の準備段階では、サッチャー首相訪中で開始された交渉の争点のかなりの部分が網羅されていた。論点だけではなく、交渉の方式——高度の秘密性と少数の参加者による決定——も、この時期の非公式折衝のなかで生み出されたのである。

第2節 香港返還交渉の展開

1. マクルホーズ訪中（1979年3月）

マクルホーズを北京に招待はしたものの、当時の中国の外交上の主要関心は香港にはなかった。この時期、中国にとって対外的に最大の成果はなんといってもアメリカとの国交回復である。鄧小平はこの仕事を基本的に成し遂げ、1979年1月には訪米の旅に発った。同時に、アメリカと断交した台湾に対する統一の呼びかけを行い、2月にはベトナムとの国境戦争を発動した。この間、鄧小平がどの程度の時間を香港問題にさけたかは不明であるが、少なくとも中国外交部は新界の租借問題についてはほとんど準備していなかつたようである⁽⁴¹⁾。

それとは対照的にイギリス側はきわめて慎重にマクルホーズ訪中を準備した。マクルホーズ訪中の準備段階で、以後の返還交渉におけるイギリス側の主要構成員が揃っただけでなく、イギリスのとりうる主要な選択肢の検討がすでになされていたことに注目する必要がある。そして、1979年の初頭に行われたイギリス外務省と香港政府——具体的にはマクルホーズ総督本人——との協議で、97年の租借期限の問題を中国側に提起することが決定した。前述したように、新界の租借期限そのものが当時の香港経済にとっては差し迫った問題ではなかったにもかかわらず、97年問題を提起することにイギリスが決めた理由は、この訪問が鄧小平との会見を予定した高レベルの接触だったからである。つまりイギリスは鄧小平体制の確立によって、中国側が交渉可能な状態になったと判断して、香港問題に対する中国側の意向の打診に踏み切ったのである⁽⁴²⁾。

この準備作業に加わったのは、マクルホーズ総督、1978年に北京大使館から外務省に帰り極東を担当していたエドワード・ユード（Edward Youde）次官補、78年に北京大使館に赴任したクラドック駐中国大使、79年からマク

ルホーズ総督の政治顧問となったデイビッド・ウィルソン (David Wilson) であった⁽⁴³⁾。彼らはこれ以降、香港返還をめぐる中英交渉に深くかかわっていく。すなわちマクルホーズは82年の春に香港総督を退いてからは、サッチャーの香港問題についての相談役となった。ユードはマクルホーズの後任として82年5月から香港総督として86年2月に突然病死するまで、中英交渉に参加していった。クラドックは駐中国大使として82年のサッチャー訪中から始まる正式交渉団のイギリス側代表を兼任したし、また84年からは首相の政策顧問としてサッチャーの外交政策の起案を担当した。ウィルソンは84年に「中英共同声明」の起草を担当したし、87年4月にはユードの後を受けて、香港総督に就任した。

それでは彼らが検討したイギリスの香港政策の選択肢とは、いったいどのようなものであったろうか。以下にその概略をまとめてみる。

1. 何もしない。中国が香港を有益と考えているかぎり、あえて返還を主張しないであろうという前提の下に、イギリスは中国を刺激することを避ける。
2. 中国と交渉せずに、一方的に新界の土地の賃貸にかかる行政令を改訂する。この選択の前提は、中国は新界の租借を決めた条約を無効と主張しているのであるから、期限を問題にしないはずだというものである。
3. 香港のカドウリイ (Lawrence Kadoorie) やケズウィック (Simon Keswick) といったイギリス系財閥の代表⁽⁴⁴⁾を仲介者とし、非公式に中国の意向を打診する。イギリス政府は直接香港問題を提起しない。
4. 羅徳丞・マクルホーズ案、すなわち1997年を越えた新界の土地の賃借契約をイギリス政府が賃借者と結ぶ。中国がそうした契約は条約違反であり、無効であると抗議をしたら撤回し、異を唱えなければイギリスはそのまま土地の賃貸契約を更新し、イギリスの統治を事実上継続する⁽⁴⁵⁾。

結局、これらの選択肢はどれも採用されるにいたらなかった。まず、イギ

リスによる一方的な契約更新という第2の選択肢が排除された。イギリスが支配的な勢力をもっていた昔ならばともかく、香港に関する一方的な決定を中国に対し押しつけることができるとは考えられなかつたからである⁽⁴⁶⁾。次に、非政府機関による非公式折衝という第3の選択肢が排除された。イギリスは中国政府を香港問題に正式にかつ明確に関与させることを望んでいた。皮肉なことに香港に隣接するマカオでは、ポルトガル政府の継続的統治を認めるかのような非公式の折衝が進んでいた。しかし、この時点ではイギリス外務省は、中国政府とポルトガル政府とのマカオ返還に関する具体的な内容を知らなかつた。このためイギリスは香港の将来を非公式な権力に委ねるのは不確実性が高すぎると判断したのである。

では、第1の何もしないという選択肢はどうであったろうか。これは当時イギリスの考えていた最悪の展開に結びつく危険性があった。すなわち中国が香港返還の討議を拒否することである⁽⁴⁷⁾。当時のイギリスの判断では、すでに高齢であった鄧小平の政権が長期にわたつて継続するという保障はなかつた。中国の政権争いが再燃すれば1997年あるいはそれ以前に中国が突然イギリスに香港から撤退するよう要求を突きつける可能性が生じる。その結果、香港経済は破滅的打撃を受けると容易に予想できた。

したがつてイギリスに残された選択肢は、香港問題を時間的余裕をもつて提起し、中国側のなんらかの反応を引き出すことであった。その間、もし必要ならば、返還の具体的な内容を時間をかけて交渉し、返還を準備することができる。ある意味では時間かせぎともとられかねないこうした認識が、すでに1979年の時点でイギリスの香港返還に関する最低線として形成されつつあつたのである。

第4の選択肢については、意見が分かれたようである⁽⁴⁸⁾。マクルホーズは、香港の返還問題を提起することは中国の反発と拒否をまねくと懸念した。それに対し、マクルホーズ訪中で香港の返還問題を提起することを主張したのは、当時の外相オーウェンであったことが明らかになつてゐる⁽⁴⁹⁾。オーウエンは1979年4月には自ら訪中を予定しており、その際に自ら香港返還提案を

行うつもりであった。その下準備として、オーウェンは2月に香港の返還について中国側の意向を打診するよう、マクルホーズに指示したのである。問題はその方法であった。このときオーウェンは、香港の全土に対するイギリスの主権を放棄する代わりに、イギリスの継続的統治を1年ごとに更新していく条約を提起する予定であった⁽⁵⁰⁾。

結局、マクルホーズの訪中直前にまとまった案は、第4の選択肢を部分的に取り入れたものであった。すなわち、マクルホーズは1997年以降の香港の統治問題を直接切り出すことはしない。その代わり、マクルホーズは新界の土地賃貸契約の問題を、将来の投資を確保するための純粹に商業上の問題として、「遠回しに」提起するよう指示を受けた⁽⁵¹⁾。この提案はまた新界の土地の賃貸契約に関する技術的な問題を含んでいた。イギリスは、97年6月末日の3日前で切れることになっている土地使用権の賃貸契約の期限を、「イギリスの統治が継続するかぎり」といった文言に置き換えることが可能かどうか中国側の意向を打診することにしたのである。

提案が不調に終わった場合に備えて、マクルホーズが会見で土地問題を提起するということは極秘とされた。特に香港に対しては守秘が徹底しており、マスコミはおろか香港政府の代表者たちにもまったく知らされず、わずかに北京に同行した行政局委員である簡悦強（Kan Yuet-keung）に直前に知らせたにとどまった⁽⁵²⁾。クラドックはこの秘密主義を、香港の株式市場に与える影響を考慮したからであると理由づけているが⁽⁵³⁾、それよりも提案が中国側の反発にあい、失敗に終わった場合に備えてのものであったことは疑いがない。

こうして、マクルホーズ一行は1979年3月24日広州経由で北京へ出発した。その構成員は、マクルホーズ総督夫妻、香港政府の政治顧問デイビッド・ウイ爾ソン、それに行政局委員の簡悦強であった。このマクルホーズ一行に北京大使のクラドックが合流して、29日に鄧小平と会見したが、ここでイギリス側が予想しなかった事態が3件発生した⁽⁵⁴⁾。

その第1は、鄧小平との会見が香港マカオ弁公室主任・廖承志および外相

の黄華との会見に先立って行われた点である。したがって、官僚組織のしかるべき経路を経て伝達する予定であった新界の土地の賃貸問題は、予備知識があるとは思えない鄧に直接投げかけられることになった。

許家屯によれば、中国外交部はこの土地賃借問題に対する準備をまったくしておらず、マクルホーズに対し鄧小平にこの問題を提起しないように申し入れていた。ところが、それにもかかわらず、マクルホーズが話を切り出した、と許は述べている⁵⁵⁾。鄧小平との会見が先行したという理由があったとしても、確かにマクルホーズが鄧に直接新界の土地の賃貸問題のような技術的問題を提起したのはいかにも唐突である。鄧はマクルホーズからの賃貸契約更新の是非については直接返答せず、「香港の投資家は安心してほしい」と返答したと伝えられる。会見後、クラドックは外相の黄華、会見に同席した廖承志、さらには宋之光・西欧担当外務次官に、賃借契約の是非について問い合わせたところ、黄華は言明を避け、廖承志は「前向きではあるが曖昧」であり、書面で提出した賃借問題の説明に対して、宋之光からの返答は「はっきりと否定的」であった⁵⁶⁾。

第2の予想外の事態は、会談で鄧小平が自ら香港の将来の問題を提起したことであった。鄧の発言の趣旨は以下のようなものであった。

1. 香港の主権は中国に属する。
2. 中国は香港の特殊な地位を認める。
3. 新界の租借期限が切れるまでに協議解決が可能。
4. どのような政治解決がはかられるにしろ、投資には影響を及ぼさない。
5. 台湾と同様に香港を特殊な地域として尊重する。
6. 香港の資本主義は今世紀と次の世紀の初期まで継続してかまわない。
7. 香港から中国への投資、特に深圳への投資を歓迎する。
8. 中国がいつ香港に対する主権行使するかは未定⁵⁷⁾。

期せずして、イギリスは香港に対する中国の意向を知らされたわけである。クラドックによれば、鄧の言明は「満足なものとはほど遠いが、それ以上の進展は望めないもの⁵⁸⁾」であり、イギリスにとって「有益かつ非敵対的なも

のであった⁽⁵⁹⁾」と評価している。そのうえでクラドックは、鄧小平との会見で明確になった点として以下をあげている。

1. 中国にとっては、政治目標が市場よりも重要であり、どのような解決も中国の香港に対する主権の承認が前提とならざるをえない。
2. 中国が台湾に対しどのような政策を進めるのか注目する必要がある。
3. 中国が香港に対し、イギリスを無視して一方的な計画を進める危険性がある。
4. 1997年が重要な年になる。
5. 中国が1997年以降の香港をどうするかについては曖昧であり、返還の準備はまだできていない。
6. 中国は台湾と香港に一定の自治権を与える用意がある。しかし、香港においては資本主義の継続は必ずしもイギリスの統治を意味しない。
7. 中国は香港問題で重要な交渉に入る準備を進めている⁽⁶⁰⁾。

マクルホーズ訪中は、これらの点がイギリスの外交担当者の間で明らかになつたという点で、その後の中英交渉の起点となるものであった。一方、香港にはこれらの論議の内容は一切知らされず、鄧の「香港の投資家は安心するように」という発言だけが伝えられたため、あたかも中国が現状維持を約したかのような楽観的見方が支配的となつた。香港の株価は急上昇し、不動産ブームが到来した⁽⁶¹⁾。イギリスはこうした中国の反応を下敷きにして、香港政策を練り直すこともできたかもしれない。

しかし、マクルホーズ訪中に伴う第3の予想外の出来事がクラドックらを待っていた。それは、マクルホーズ訪中の最中の総選挙でイギリス労働党が破れたことであった。このためマクルホーズの訪中を受けて、香港問題の解決を企図していたオーウェンの訪中は、中止されることになった。新たに首相に就任したマーガレット・サッチャーは、外交一般について前任者とは異なる意見をもつていた。こうして1979年の3月に訪れた政治的「チャンス」は一時姿を消した。79年秋の華国鋒主席のイギリス訪問と81年4月のキャリントン（Lord Carrington）英外相の訪中は、香港問題に関してはなんら展開

をみせず、以後の2年間香港返還をめぐる中英交渉は停滞した。

2. サッチャー訪中（1982年9月）まで

次に、1982年9月のサッチャー訪中にいたるまでの時期に、香港問題に関し中国とイギリスでどのような動きがあったのかをみておこう。

(1) マクルホーズ訪中までの中国側の対応

まずマクルホーズ訪中時点までの中国側の政治状況を概説する。前述したように、廖承志が主任を務める国務院香港マカオ弁公室は1978年5月に国務院外事弁公室香港マカオ工作小組から昇格・新設されたばかりであった。廖承志は当時大規模に進行しつつあった党幹部の復権・復職の波に乗る形で、文化大革命以前の組織と政策を復活させていた。後に返還交渉の重要なメンバーとなる中国側担当者も、この時期に復帰を果たしている。例えば90年11月国務院香港マカオ弁公室主任を引き継ぐ魯平も、このとき総合組組長として抜擢された。また外交部においても、周南が国連代表部に大使待遇で復活していた。周南は82年から部長助理として香港事務を担当し、90年1月にはアメリカへ亡命した許家屯の後任として新華社香港分社社長となる人物である。

廖承志が復活させたのは文化大革命以前の組織だけではなかった。政策においても文化大革命以前の周恩来路線、すなわち後の「一国両制」の原型となる考え方を蘇生した。中国人研究者 Kam Yiu-yu によると、周恩来はすでに1957年に對香港政策のガイドラインを策定していた。それは、香港においてはその特殊な現状を考慮し、中国国内政策の適用から除外するというものであった。周は廖に対し、香港は資本主義制度の下にあり、資本主義制度の下でのみ存在し發展しうること、また廖の香港での仕事は「社会主义を広めることではなく、愛国主義を広め、幅広い愛国主義統一戦線をつくることである」と指示した⁶²。

こうした「一国両制」の構想は、マクルホーズ訪中直前に台湾問題との関連で急速に現実味を帯びるようになった。前述したように、1978年の年末から79年の年頭にかけては中国とアメリカとの国交回復が主要な展開であり、中国は国際的に孤立した台湾に対して外交攻勢を強めていた。台湾統一は毛沢東以来、陳毅が66年に繰り返し、廖承志も77年に言及していたいわば中国外交の大前提であった⁶³⁾。後に香港の返還交渉のなかで「一国両制—主権は回復するが、高度の自治権を残す」として定義される中国の対外「柔軟」外交戦略は、まず79年1月の「台湾同胞に告げる書」において「台湾の現状を尊重する」という形で登場したのである⁶⁴⁾。マクルホーズ訪中は、ちょうどこの台湾に向けた「一国両制」方式の形成期に当たっている。したがってマクルホーズ訪中時の鄧小平の香港問題に対する言及には、従来の外交路線の継承という面が濃厚であり、台湾を強く意識したものであって、香港返還に関する具体的な構想があったとは考えにくい。むしろマクルホーズの訪中をきっかけに、中国は香港返還の検討を本格的に開始したとみるべきであろう。

(2) マクルホーズの訪中に対する中国の反応

では、マクルホーズ訪中で示されたイギリス側「策動」に対し、中国はどのような対応をしたのであろうか。中国はマクルホーズ訪中の直後から、香港問題に積極的に取り組みはじめた。明らかに、中国はマクルホーズ訪中にいてイギリス側が示した「策動」⁶⁵⁾に敏感に反応したのである。許家屯によれば、マクルホーズの訪中後、鄧小平、胡耀邦、趙紫陽、廖承志らは香港の各方面を代表する人々と会見し、広く意見を聴取し、廖の指導下で香港返還についての中国側の基本方針であるいわゆる「基本方針12条」を起草した⁶⁶⁾。ここでは基本方針にいたるまでの中国の対応とその背景を考察する。

まずイギリス側で香港問題を司る小グループが結成されていたのと前後して、中国側にも小グループが復活した幹部を中心に結成されていった。中国側の香港政策の決定は、「外事指導小組」に委ねられた形跡がきわめて濃厚である。この組織は、国家主席の李先念が組長を務め、総理の趙紫陽が副組

長にあたっており、非公式ではあるが組織的には柔軟で、鄧小平と直接の連絡をもっていた⁽⁶⁷⁾。もし、クラドックの主張するようにマクルホーズ訪中の意図の一つが、香港問題につき鄧小平の直接の関与を促すものだったとしたら、その意図は成功したといえる。

中国の理解では、マクルホーズ訪中は、イギリスが1997年以降も香港統治を継続したいという意図の表明であり、そのための準備工作であった⁽⁶⁸⁾。これに対し、鄧小平が中国は香港を「收回」する（取り戻す）と宣言したのであるから、対香港工作は二つの政策領域をもつことになる。一つは、返還をめぐってイギリスと協議する外交交渉の側面であり、二つ目はどのような形で香港を中国に取り込むのが最も望ましいかという国内政策としての香港問題の側面である。

この二つの局面は独立したものではなく、相互に連関しあっており、中央の政策決定の場——例えば前述した外事指導小組における討議——においては渾然一体となっていた。しかし、具体的な香港政策を策定するにあたっては、前者は外交部に、後者は新華社香港分社にという分担が生じていった。その場合、後者の国内政策としての香港問題については、前述したように、早くから「一国両制」の原型が存在していた。要は、香港における「一国両制」を強力に推し進める作業が必要となったのであり、この仕事は1983年夏に新華社香港分社社長に就任した許家屯が担当していくことになる。

問題は、国内政策としての香港政策を進めていくうえでの前提ともなる対英交渉を中国がどのように進めていったかである。この問題に関する資料は非常に不足している。既存の資料をみるかぎりでは、鄧小平や李先念といった革命の元老たちは、帝国主義イギリスに対して強い疑念を抱いていた。

中国が香港の主権回収を宣言した以上、イギリスの香港からの即時撤退は中国が考慮しなければならない選択肢の一つであった。中国はこの時期、最悪の展開としてイギリスが香港の資産や備蓄を根こそぎ奪い取り、香港を150年前と同じ単なる「港のある岩山」にして返還するのではないかと懸念していた。

1985年にイギリスの歴史家ブライアン・ラッピング (Brian Lapping) が『帝国の終焉 (End of Empire)』を出版し、イギリスがインドやマレーシアを撤退するにあたりどのような方策をとったかを叙述すると、それは早速中国語に訳され、香港の親中国系書店を通じて販売された⁽⁶⁹⁾。79年3月のマクルホーツ訪中から82年9月のサッチャー訪中にいたる期間は、中国がこうした認識に基づいて香港返還をめぐる対英政策を形成した時期ととらえることができよう。

イギリス帝国主義は悪であり、香港を善意で中国に返還するはずがない、という観念は中国の指導者が広く共有している基本的観念であった。この時期の中国の最大の課題は、イギリスに香港の財産を根こそぎ浚うソ連式撤退をさせてはならないというものであった。鄧小平は1983年6月の香港マカオ工作会議において、中英交渉に関する基本方針を伝達したが、そのなかには中国はまず、(1)主権問題を先に論議してはならず、97年以降の統治問題を先に論議しなければならない、(2)交渉には期限を設け (84年9月)，それまでに交渉がまとまらない場合には中国が単独で主権回復の案を提出する、という指示があった。また97年前であってもイギリスが協力せず、交渉が不調に終わり、「イギリスが香港で混乱を引き起こしたり、破壊工作を始めたり、動乱や暴乱が起きたりした場合には、事態が收拾不能になる前に香港の主権回復を実行する」という言明が含まれていた⁽⁷⁰⁾。83年9月に許家屯が外事指導小組組長・李先念に香港問題で初めて報告をしたときも、李の最初の質問は「資本流出はどれぐらいか、どの程度深刻か。」というものであった⁽⁷¹⁾。

イギリスが香港からの移民に強迫観念に近い恐怖を抱いていたのに対し、中国はイギリスが香港を撤退するにあたり、なんらかの形で破壊工作を行うものと信じていたようである。マクルホーツ訪中以後の中国からイギリスへのメッセージは、香港の投資家に対し「安心せよ」という鄧小平の言及を繰り返すものであった。1979年10月の華国鋒国家主席のイギリス訪問でも同じメッセージが伝達されたし、81年4月にイギリス外相キャリントンが鄧小平と会見したときも、鄧は再度前言を繰り返したのである⁽⁷²⁾。

中国の香港経済維持のための働きかけは、1982年1月にイギリス外務省のハンフリー・アトキンス (Humphrey Atkins) 次官が訪中した際に新たな発展を遂げた。アトキンス次官は香港問題に関して目立たない接触をするよう指示されていた他、イギリス首相の訪中日程を検討する目的をもっていた。中国は国務委員の姬鵬飛が応対したほか、総理の趙紫陽が会見した。席上趙紫陽は中国は香港の産業・商業活動を保護するための包括的方策を策定したと言及した⁽⁷³⁾。続けて趙は、中国は香港の資産の接收を行わないであろう、香港は自由港、商業・金融の中心としての地位を保障される、と言及した。いつ中国が主権を回復するのかという問題については、明確な言及はなかったものの、アトキンスは中国は97年以前には主権回復を行わないという印象を受けた⁽⁷⁴⁾。

こうした状況から判断すると、中国は1982年の春には先にふれた香港問題に関する「基本方針12条」の原案をもっていたと考えられる⁽⁷⁵⁾。82年4月に訪中したイギリスの前首相ヒースに対し、鄧小平は香港問題に言及し、先に中国が台湾に呼びかけた「9項目」提案の線で香港問題を解決できないか、と打診し、以下のように続けた⁽⁷⁶⁾。「香港の主権は中国に返還されなければならない。しかし、香港は自由港と国際的投資の中心としての地位を保障される。香港は香港人によって統治される（いわゆる「港人治港」）中国の一つの特別行政区となるであろう」。

1982年の5月から6月にかけて、香港の知名な学者・財界人の訪中が相次ぎ、鄧小平は「主権は回復するが、繁栄は保持する」というメッセージを訪問者たちに与えつけた。例えば、6月2日に人民大会堂で鄧小平と会見した香港大学学長の黃麗松は、香港問題は来年にも解決するであろう、もし中国が香港の主権を回復しなければ、人々は共産党に対し反乱を起こす、祖国を売り渡した李鴻章の誤りを繰り返すことはできない、といった鄧小平の言及を香港に伝えたのである⁽⁷⁷⁾。

こうした中国の香港問題への傾斜には、台湾問題の変化が作用していた。台湾に向けられていた中国の関心が香港へと移動するのは、1981年の暮れの

ことであった⁷⁸⁾。79年1月の「台湾同胞に告げる書」は台湾政府に無視され、79年4月には台湾関係法が成立し、台湾の安全保障に対するアメリカの関与が表明される。80年の年末には中米国交回復を成し遂げたジミー・カーター (Jimmy Carter) が選挙で破れ、共産圏に対する「タカ派」的言動で知られたロナルド・レーガン (Ronald Reagan) が大統領に選出される。華国鋒が中央政権から排除され「歴史決議」により毛沢東と文化大革命に一つの決着がつけられた81年の6月、廖承志が対台湾政策を「9項目提案」としてまとめ、9月には全人大委員長・葉劍英がこれを台湾に向けて公表した。しかし台湾は、上記アメリカの変化を反映し「9項目提案」も「台湾同胞に告げる書」同様無視した。

もはや「一国両制」の意味は変わっていた。それは台湾統一の手段としてよりも、香港それ自体の安定と繁栄を保証するものとして重点がおかれるようになつたのである。これを裏づけるように、コットレルは1981年の年末に開かれた統一戦線工作会議に、総書記の胡耀邦、廖承志、広東省書記の習仲勳が集まつた段階で、香港へ再び専念することが決定されたと判断している⁷⁹⁾。前述した82年の1月のアトキンス訪中時に、趙紫陽がサッチャー首相を正式に北京に招待すること、そして訪中時には香港問題を討議することを通告したのにはこのような背景があった。

ここで、サッチャーの訪中を控えた時期に、中国が香港返還問題に関してどのような姿勢をとるにいたつたかを簡単にまとめてみよう。まず、香港の主権については非妥協的な姿勢を追求することで合意が形成されていた。次に、香港の経済と繁栄を維持するための方策が検討され、台湾統一のために考え出された「一国両制」方式を香港に適用することが決定された。これらの決定はサッチャーの訪中で正式に幕を開ける中英香港返還交渉の政治的・経済的基本線をなすものであった。マクルホーズ訪中時とは対照的に、サッチャー首相が訪中したときには中国側は香港問題に関する準備を済ませていたのである。

(3) イギリスにとってのサッチャーの存在

一方、同時期、イギリス外務省はサッチャー首相の関心を香港問題に引きつけるところから作業を開始しなければならなかつた。クラドックの観察によれば、1979年から82年の間に香港をめぐる中英間の関係は逆転した。すなわち、79年にはイギリスが問題を提起し、解決を迫つたのに対し、82年には中国側が声高に香港問題を論議し、イギリスは沈黙したのである⁽⁸⁰⁾。国内と国外で多くの課題をかかえた新任の保守党の首相の関心を引きつけるのは容易なことではなかつた⁽⁸¹⁾。

それでもサッチャー政権は、イギリスにとって最悪の展開の一つ——返還が公表されることにより香港に社会不安が起つり、大量の移民が発生する——の対処には積極的に取り組んだ。サッチャーは、香港問題に対する最初のイニシアチブともいえる「国籍法白書」を1980年7月に提出した⁽⁸²⁾。白書の内容は、それまで「イギリスおよび植民地の市民権」という範疇しかなかつたイギリス市民権を、(1)イギリス市民権、(2)イギリス属領市民権、(3)イギリス海外市民権の三つに分類し、(2)と(3)の範疇の市民に関しては限定的にしかイギリス市民権を与えないというものであった。この内容は81年10月には「新国籍法」として成立し、83年1月から発効することになった。この「新国籍法」の結果、約300万人がイギリス属領市民となつたが、そのうち250万人は香港住民であった⁽⁸³⁾。イギリスは、62年の移民法に加えて、この新国籍法で香港からの移民の流入を二重に阻止する手段をとつたのである。

1982年1月のアトキンス訪中時に、趙紫陽がサッチャー首相の訪中を促し、香港問題を討議すると表明したことは、イギリスにとっても一つの前進であった。中国が香港問題を論議せず返還期限の直前に一方的に香港の領有を宣言するという最悪の展開は避けられたからである。

しかしサッチャーにとって、それ以上の中英交渉の進展に力を注ぐことは困難であった。1982年4月の鄧小平とヒース前首相の会見に参加していたクラドックは、前述の鄧の「港人治港」の提案は首相に上申する必要があると

考えた。鄧が示した考えに従えば、主権を中国に返還したうえで、実質的統治をイギリスが続けることが可能かもしれないとクラドックは受け取った。しかし、フォークランド戦争に集中していたサッチャーが、香港問題を考慮する余裕はなかった。ようやくサッチャーが香港問題のブリーフィングを行ったのは、訪中を2ヵ月後に控えた82年7月のことであった⁸⁴⁾。

この時点ではイギリス外務省において、香港問題については中国の主権を認めざるを得まいという見解が大勢を占めていた⁸⁵⁾。しかしその問題に関する閣僚レベルの関与はなされなかった。結局香港の主権の問題は、フォークランド戦争に勝利し、イギリスの国威発揚と主権の保護に自信をつけたサッチャーに提出されなければならなかつたのである⁸⁶⁾。

こうしたサッチャーに対し、「香港の主権を外国人に譲ることに関する提案」をするのは誰にとっても気の乗らないことであった。この役割は5月に香港総督になったばかりのユードが引き受けたようである⁸⁷⁾。ブリーフィングにはクラドック、ユード、それに外務省でアジア太平洋を担当するアラン・ドナルド(Alan Donald)次官が参加した。このブリーフィングの趣旨は、端的にいって中国はイギリスが香港から完全に撤退することを望んでいるということであった⁸⁸⁾。

クラドックの観察によると、サッチャーの香港問題への取組みは「闘争本能むきだしで非協力的な姿勢に貫かれていた⁸⁹⁾」。闘争本能というのは共産主義一般に対してであり、またイギリスの主権の侵害に対してであった。外務省のブリーフィングの趣旨は、端的にいって中国はイギリスが香港から完全に撤退することを望んでいるということであった。しかしサッチャーは主権を放棄することに強い抵抗を示した。サッチャーの理解——それは多分に法的見地からの見方に影響されていたが——によれば、香港の割譲および租借を取り決めた3条約はいずれも有効であり、中国が主権を回復するためには少なくともイギリスの同意が必要というものであった⁹⁰⁾。ブリーフィングでは、香港島と九竜半島の一部を新界と分断することは不可能という結論が即座に出された。サッチャーは、イギリスがもし主権に関して譲歩せざるを

得ないとしても、それは返還後のイギリスの継続的統治が確保されてからであるという立場をとった⁽⁹¹⁾。

明らかにイギリス側は訪中前に香港問題に対する統一見解、あるいは統一した作戦をもつことができなかった。それは、クラドックによれば、サッチャーの心の動きを把握することができなかつたからであった⁽⁹²⁾。理論的で段階的な思考に慣れていた外務官僚にとって、サッチャーの発想は「普通ではなく」、あたかもゲリラ戦を戦っているような雰囲気であったとクラドックは回想している。結局、クラドックの提案により、サッチャーの訪中は控えめで達成可能な目標——交渉を開始することについて中国側の同意を得る——を掲げることになった⁽⁹³⁾。

3. 「中英共同声明」調印（1984年12月）まで

すでに「基本方針12条」を起草し、党内の意思統一ができていた中国が、香港返還後もイギリスの継続的統治を確保したいというサッチャー首相の願望を受け入れる余地のなかつたことは明らかである。サッチャー訪中から「中英共同声明」調印までの香港返還に関する中英正式交渉とは、端的にいえばイギリスが中国の「基本方針12条」を受け入れていく過程である。そして、この過程は前述した交渉の前段階の特徴、すなわち少數の参加者による秘密交渉、限られた時間内の制限的選択、香港代表の交渉からの排除、を受け継いだものであった。

まずクラドックの回顧録から、イギリス側の対応を追ってみよう。9月23日に人民大会堂で行われた趙紫陽総理との会談で、サッチャーは香港の繁栄を維持するためにはイギリスによる統治が不可欠であり、先に鄧小平がヒース・イギリス前首相に表明した「港人治港」による特別行政区方式では資本流出と経済破壊は避けられないと言及した。同時にサッチャーは、主権に対する中国の立場を理解する（understand）と述べ、イギリスの実質的統治が継続するならば主権では譲歩する構えをみせた。これに対し、趙紫陽は用意

されていた原稿を静かに読み上げたが、その内容は「妥協の余地を残さず、イギリス側の前提のすべてを否定するもの⁽⁹⁴⁾」であった。趙紫陽は中国は1997年に香港の主権を回復する（recover）こと、いかなる国も香港を統治することは許されないこと、そして鄧小平の提案は香港の信頼を得るに充分なものであると主張し、「繁栄は主権に比べて二次的問題であり、両者が衝突した場合中国は主権を優先する⁽⁹⁵⁾」と述べた。

こうした趙紫陽の言及が前述した「基本方針12条」に基づいていたことは明白である。そして前述したように趙紫陽は、サッチャー訪中直前にこうした中国側の立場を記者団に伝達していた。クラドックは、中国のこうしたやり方の背景には、その立場を公表することによりイギリス政府を単なる聴衆の一員として扱おうとする意図があったとみている⁽⁹⁶⁾。

24日に行われた鄧小平とサッチャーの2時間半にわたる会談は対決色の濃いものとなった。サッチャーは後にクラドックに対し、鄧小平を「残酷な（cruel）」男と表現した⁽⁹⁷⁾。鄧のサッチャーとの会談内容をまとめた中国側の公式文献である「我々の香港問題に対する基本的立場」は、鄧小平が趙紫陽よりもより直裁にかつ一方的に中国の立場を表明したことを示している。サッチャーは統治の継続を条件に主権について討議すること、主権と統治を分けて考えることを提起したが、鄧小平は主権回復は絶対に必要であると主張し、李鴻章のような売国奴になることはできないと述べた。サッチャーは新界の租借契約の破棄については同意したもの、残る割譲条約は国際法として有効であり、その改変には同意が必要であると主張した。それに対し鄧は、香港の繁栄を決めるのはイギリスの統治ではなく中国の政策であると主張し、もし15年以内に香港に混乱が起きれば1997年を待たないで主権の回復を考えると述べたのである⁽⁹⁸⁾。

イギリスにとっては交渉の見通しは暗いものであった。イギリスは、香港問題についての交渉を開始するという目標は達成したものの、鄧小平がイギリスに与えた時間的猶予は「1～2年」であった。会談の後、クラドックと外交部副部長の章文晋がコミュニケの作成にあたった。コミュニケは、中英

双方が香港の安定と繁栄を維持するという共同の目的のために、外交交渉を開始することに同意した、という内容をもつものであった⁽⁹⁹⁾。クラドックはこれを交渉にはなんらの前提条件はないと解釈したが、章文晋は主権の返還は当然の前提と考えていた⁽¹⁰⁰⁾。中国はこの会談を主権問題解決のための「一国両制」構想を明確に提出した最初のものとして位置づけた⁽¹⁰¹⁾。

サッチャーによる返礼宴には趙紫陽が参加したが、中国のイギリスに対する対応には暖かさが欠けていた。返礼宴の隣の部屋では北朝鮮の金日成の歓迎宴が行われており、中国共産党幹部のほとんどはそちらに参加していた⁽¹⁰²⁾。また、サッチャーが香港を訪問した際に、記者会見で香港の割譲と租借にかかる3条約は国際法として有効であると言及したのに対し、中国は強い非難を繰り広げた。クラドックによれば、この時点でイギリスの選択肢は中国との交渉を続けるなかで統治についてのなんらかの譲歩をかちとることに絞られた⁽¹⁰³⁾。

次に中国側はこれまでのイギリスの動きをどのように受け取ったのかを、許家屯の回想録をもとに検討しよう。許家屯は、1982年9月から開始された交渉を香港問題に関する第1段階の会談とし、この第1段階は83年7月12日に中英が北京の中国外交部で交渉を再開（第2段階会談）するまで続いたとする。第1段階で争点となったのは許によれば「イギリスが香港を返還することに難色を示し、サッチャーが終始三つの不平等条約を有効との立場を堅持した」ことにあった⁽¹⁰⁴⁾。こうしたサッチャーの強硬な態度は、許によれば、「フォークランド戦争の勝利の余勢をかけて北京を威圧し、言外にイギリスはその植民地を保持するためには一戦を惜しまない」という態度の表明であった⁽¹⁰⁵⁾。許はサッチャーが鄧小平との会談で、香港の繁栄を維持するためにはイギリス人が残留する必要があると言及したことを、イギリスのひとりよがりな「傲慢」と形容している。

許によれば、こうしたサッチャーに対して、鄧小平は「非常に強硬に」中国は必ず香港の主権を回復するし、中国にはその用意があると主張し、「中国は平和裡に、話し合いによる返還（原文、收回）を望むが、話し合いが成

功しなくとも、やはり返還を求める」と言及した⁽¹⁰⁶⁾。どのような手段で返還を追求するかについては、含みをもたせあえて言及しなかった、という。このように釘をさされて、サッチャーは深く傷つき、「精神恍惚」となって人民大会堂の会談で躊躇いた、というのが許の見解である。

一方、サッチャー自身の回想録によれば、本人は鄧との会談を完全な失敗とは考えなかった。サッチャーは、鄧が主権に関してはまったく譲歩する余地を残さず、もし中国が望むならその日のうちに香港の主権を回復することができると言明した、と述べている。しかし、同時にサッチャーの観察では、鄧の本性は「現実主義者」であり、その現実主義的判断は香港問題の解決に資本主義と社会主義の共存を認めたことに現れていた⁽¹⁰⁷⁾。イギリスは中国の実力行使を阻止できないが、もし中国が一気に香港の主権を回復するならば香港経済は崩壊すると述べたとき、鄧はやや譲歩する気配をみせたとサッチャーは記録している⁽¹⁰⁸⁾。またサッチャーによれば、中国は資本主義を実施するための法的政治的条件をほとんど理解していない。したがって、中国が香港の繁栄と安定を望むなら、資本主義の仕組みを時間をかけて学習する必要がある、そしてそのためにはイギリスの助けが不可欠であると主張した⁽¹⁰⁹⁾。

クラドックによれば、サッチャーの訪中から中英共同声明にいたる交渉には三つの節目があった。まず、最初の段階は1982年9月のサッチャー訪中から83年7月までであり、これは許の第1段階と呼応している。すなわち、イギリスにとってはこの期間は「中国側を交渉につかせるための闘争⁽¹¹⁰⁾」であり、中国にとっては前述したようにイギリスが主権の放棄を宣言するまでの期間であった。クラドックが交渉の第2段階と考えるのは83年7月から同年の10月までであり、この時期の争点は「イギリスの統治を保持するための闘い」であった⁽¹¹¹⁾。クラドックの第3段階は83年10月から84年9月の中英共同声明の仮調印にいたる約1年で、この段階は中国側の提案——即ち「基本方針12条」——の検討にあてられた。仮調印後の84年10月には香港への事情説明が行われ、12月には北京で正式調印が行われた。

これらの各段階における争点と中英それぞれの対応を表にして比較してみ

ると概略以下のようになる。

段階	争 点	イギリスの対応	中国の対応
1	主 権	統治の継続を条件に譲歩	譲歩の余地なし、期限設定
2	統 治 香港の代表権	交渉継続を条件に譲歩 香港総督と行政局委員	「港人治港」 親中国派個人のみ
3	過渡期の体制 「基本方針12条」	現行制度の維持 継続協議	連絡委による事前介入 期限遵守

これら三つの段階のそれぞれにおいて、イギリス側は譲歩を迫られ、それらの譲歩を前提に交渉が継続し、1984年12月の中英共同声明にいたった。イギリスはまず83年3月のサッチャー首相から趙紫陽総理への書簡で主権の放棄を「議会に提出する用意がある」と述べたことで、交渉の開始にこぎつけた⁽¹¹²⁾。次に83年10月のサッチャー首相から趙紫陽総理への書簡でイギリスによる統治の継続が実質的に放棄され、中国の「基本方針12条」を基礎に交渉を継続することが同意された⁽¹¹³⁾。そして、84年2月にはイギリス側は中国の提示した交渉の期限を守り、84年9月末までに合意の仮調印にこぎつけることを決定した⁽¹¹⁴⁾。イギリス側はそこまではながらも、なお84年7月にハウ外相がその年2度目の訪中をし、鄧小平との会見で連絡委員会等の懸案事項を一気に片づけるまで、交渉が妥結するという見通しをもてなかつた⁽¹¹⁵⁾。

1984年7月のハウ外相の2度目の訪中前後の時期は、実質的に香港返還をめぐる中英交渉に決着がつけられた重要な時期である。その間の経過を中英双方の解釈に基づいて比較してみると、概略は以下のようになる。

許家屯の解釈によれば、この時期中英交渉の進捗を妨げていたのは、中国に対するイギリス側の猜疑心である。1984年4月には、訪中したハウ外相が97年以降の統治についてもイギリスは固執しない旨を中国に伝え、中英交渉は大きな壁を越えた。しかし、一方で鄧小平自身が提案した、97年以前に香港に中英合同連絡委員会を設置し、主権返還の過渡期事務を担当させるという問題をめぐって、交渉は停滞していた。イギリスは、そのような委員会の設置は主権の返還前に香港に中国の政府代表をおくものであり、97年以前の

イギリスの統治に対する侵害であるとして強く抵抗していた。

許家屯によれば、 そうした局面を打開したのは中国側、 それも多分に許自身である。 8月に幹部の避暑地である北戴河を訪れた許家屯は、 夕涼み時に総書記の胡耀邦に香港問題の概況報告をする。 そのとき、 胡が「イギリスが植民地を撤退するときにはひどい事をしていくから、 なんとかそれを防がなければならない」と述べたのに対し、 許は「イギリスに中国が第二権力をつくるつもりはないことをわからせ、 なおかつ返還後もイギリスの協力を確保するためには、 中英合同連絡委員会の設置時期を97年以降にしてはどうか」と提案する。 胡はその考えを早速趙紫陽に報告するようにと指示する。 次の日、 許は先ず姫鵬飛に会いに行くが、 姫はなんら意見を述べない。

次いで、 許はパトロンである趙紫陽に面会する。 趙は大変急いでいた。 鄧小平がその日の5時からの政治局中央常務委でその問題を論議する予定になっていたからである。 趙は「97年後いつまで延ばせばいいのか?」と聞き、 許は「時間が長すぎてもよくない、 2~3年がよく、 長くとも5~6年だろう」と述べる。 次の日、 姫鵬飛が「常務委で、 趙紫陽がその意見を許家屯の意見として提出し、 鄧小平が同意した」と許に伝達した⁽¹¹⁶⁾。 中英合同連絡小委員会は共同声明の発効と同時に発足し、 北京、 ロンドン、 香港で順次会議を開いた後、 1988年からは香港を主な駐在地とし、 2000年まで活動を継続することになった⁽¹¹⁷⁾。

この件に関するクラドックの解釈は許とは食い違っている。 クラドックは、 中英合同連絡小委員会問題を含めた懸案事項は7月末のハウ訪中の期間内に劇的に解決されたとみる。 そのような劇的な解決を可能にしたのは、 クラドックによれば、 鄧小平の直接関与であり、 イギリス側の敏速な反応であった。 1984年7月27日にハウ外相とともに訪中したクラドックは、 外交部の周南に昼食に招待される。 その席で周南は、 現在香港に関する重大な会議が開催中であるとクラドックにもらし、 もしイギリスが交渉の妥結を望むなら、 この2~3日の間にすべての懸案事項について決断しなければならない、 と伝達した。 中英合同連絡小委員会については、 設置場所、 期間についてイギリス

側の提案を受け入れる、と周南は伝え、ただしその決定はハウ外相が鄧小平に会う前になされなければならない、とつけ加えた⁽¹¹⁸⁾。

クラドックの解釈では、決着を急いでいたのはむしろ中国側であり、妥協してきたのも中国側であった。クラドックは、その機会に乗じて7月31日にハウが鄧小平に会うまでの2日間で、過去数カ月にわたって討議していた案件の大半を片づけたと述べている。この間、クラドック・周南、ハウ・呉学謙のペアを中心とする中英の交渉団は、中英合同連絡小委員会問題だけでなく、付属文書の本文との同等の扱いと「共同声明」の国際協定化を一気に成し遂げた⁽¹¹⁹⁾。後の2点は、イギリスにとっては中心的な重要性をもっていた。

サッチャー首相からの許可電報は7月29日到着した。懸案のすべてが片づいた後、鄧小平は31日に北戴河から出てきて交渉の事実上の妥結を祝福した。鄧はサッチャー首相を祝福し、フランスの植民地から撤退したドゴール将軍と同じように、サッチャーはイギリスの植民地支配に終止符を打った首相として記憶されると述べた。香港については、中国はイギリスを信用している、と鄧が発言したとクラドックは記録している。その信頼の証として、イギリス女王を中国に招待する、というのがハウ外相との会談での鄧の最後の言葉であった。この結果を受けてロンドンに帰った交渉団は時の内閣とサッチャー首相から正式な感謝状を受けとった⁽¹²⁰⁾。

こうした土壇場での展開を別にすれば、中英交渉は全体としてイギリスの一方的な譲歩に終わったといってよい。それはなによりも「中英共同声明」の核心部分が、中国側提案の「基本方針12条」そのものであるという事実に明らかである。主権と統治という国民国家の基本概念については、クラドックが指摘するように、中英交渉は極度に不平等な交渉であり、中国側は最初から「ほとんどすべてのカードを握っていた」⁽¹²¹⁾のである。

中国は何もせずに1997年まで待つこともできた。そうすれば、条約上イギリスは香港の92%を中国に返還せざるを得ず、イギリス領として残る8%も生存の道を失う。軍事的に香港を防衛することは、中国が香港の周辺に有する圧倒的な軍事力や、香港が水や電気といった生活必要資源の供給を中国に

依存しているという事実からいって不可能であった。そして、中国は香港の主権を回復するためには、場合によっては香港経済を犠牲にしてもかまわない、という姿勢をすらみせたのである。

さらに、交渉の初期から中国側が方針とした「基本方針12条」は、「香港住民による統治」と「資本主義制度の維持」という国際的にみても妥当な原則を含んでいた⁽¹²²⁾。9月26日「中英共同声明」の仮調印がイギリスの駐中国大使エヴァンス (Richard Evans) と中国外交部副部長の周南によって行われると、アメリカ、日本をはじめほとんどの国の政府は交渉の妥結を歓迎する声明を発表した⁽¹²³⁾。香港においても、当初の反応はおおむね好意的であった。後に、「基本法」起草委員会に加わり、いわゆる香港民主化運動の先頭に立ったマーチン・リー（李柱銘）ですら、当時は中国の屈辱の歴史の汚点が消え去ることに中国人としての誇りを感じた、と述べている⁽¹²⁴⁾。

これに対してイギリスの持っていたカードは、現行の制度で香港が繁栄しているという点であった。もし中国が望むなら、中国は主権国家としてのプライドを満足させ、かつ経済的繁栄を享受することができるかもしれない。国際的にみても、香港を侵略によって獲得するよりも、話し合いによって主権を回復するほうが望ましく、中国のより大きな外交課題である台湾との統一実現にも良い影響を与えるであろう。また、中国が台湾に対してすでに「一国両制」を打ち出していたことは、中国が香港に社会主義を持ち込むことを望まず、資本主義体制、ひいてはイギリス流の間接統治の形態の継続の可能性を示唆するものであった⁽¹²⁵⁾。

クラドックは、イギリスにとって「中英共同声明」の真の核心は中国側の提案そのものである本文ではなく、その「付属文書」にあったと指摘する。すなわち、付属文書において「具体的説明」として展開されている内容は、中国側の提案である本文を補足するという名目の下に、香港の生活のあらゆる面においてイギリスの解釈を述べたものであった。それは、クラドックが望んだような「網羅的かつ詳細で、我々の望んだ法律家的正確さをもって書かれていた⁽¹²⁶⁾。」そして、声明の第7項は、「前記の諸声明と本共同声明の

付属文書をすべて実施する」ことを約している⁽¹²⁷⁾。これらの規定は「中英共同声明」に、イギリスが最も望んでいた法的拘束力を与えるものであった。それ故、クラドックは「中英共同声明」を「現実的に実現可能な最善のもの」と評価する⁽¹²⁸⁾。

終わりに

香港の主権返還を約した「中英共同声明」は、関係者たちが自画自賛するように、旧植民地を平和的に返還するという点で、過去の歴史に類を見ない画期的なものであった。現在の香港の経済的繁栄とそのユニークな文化風土をみると、1997年の中国への主権返還が「中英共同声明」の精神にのっとって、平和的に推移することを祈らざるにはいられない。

しかし、こうした願望とは別に、「中英共同声明」にいたる中英交渉の経過とその結果には、交渉では解決されなかった根本的問題が内包されている。まず中英交渉の特徴を概観してみよう。

「中英共同声明」が妥結にいたる過程の特徴の一つはその秘密性にある。クラドックによれば、交渉の秘密性は、交渉が成功するためには絶対に必要である。秘密性があつてはじめて、双方は関与なしに種々の可能性をさぐることができるし、メントを失わずに撤退もできる。これは中国に対しては特に重要である。なぜならば、クラドックのみるところ、中国が交渉を通じて訴えたのは、中国はいまや大国であり、そのように扱われるべきだ、という点であった⁽¹²⁹⁾。

秘密性に加えて、中英交渉がきわめて少数の人々によって、排他的に行われたことも特徴である。そして、これら少数の参加者は最高指導者に直接の対話チャンネルをもっていた。イギリスではクラドックが、交渉の前半は北京大使として、後半はサッチャー首相の外交顧問として文字どおり中心的な役割を果たした。中国は、前述したように1983年6月までは廖承志が独占的

に香港問題を担当していた。そして廖承志の死後は、香港問題の権限は香港マカオ弁公室主任の地位を引き継いだ姪鵬飛と新華社香港分社社長の許家屯で分担されたが、実質的には許家屯により多くの権限が集中した。それは、許家屯の個人的資質と中央との個人的関係に由来していた。許家屯は香港にいながらにして、北京の趙紫陽、鄧小平の直接の代弁者となったのである⁽¹³⁰⁾。

秘密裡にかつ排他的に行われた香港返還交渉ではあったが、交渉が外界からの影響を受けずに純粹培養的になされた、あるいは合理的な判断だけに基づいたものではなかったことは明らかである。交渉はその発生から展開まで、中国とイギリスの政権交代の影響を強く受けたし、交渉への参加者の個人的資質にも大きく影響された。

外界からの影響は政治的なものだけではない。交渉の準備段階から、中英交渉の目的を香港の経済的繁栄の維持におくことには合意が存在していた。このため香港経済のなりゆきは、しばしば交渉の進展や停滞に影響を及ぼした。また香港市場のほうも交渉の進展や停滞に敏感に反応した。イギリスが1983年10月に97年以降の香港の統治問題を棚上げする直前の9月末、返還交渉の停滞から香港ドルが暴落し、香港ドル危機が到来したことはその一例である（添付年表参照）。香港のように、返還交渉のなりゆきと経済活動が市場の動きを通じて密接に結びついているところでは、主権や統治といった抽象的概念をめぐってだけ交渉が行われたと考えるのは無理がある。

そうしてみると、中英交渉を妥結に導いた最大の要因は、返還交渉の糾余曲折を乗り越えて成長しつづけた香港経済の潜在力であったとみることもできよう。上述した香港ドル危機にもかかわらず、「中英共同声明」が仮調印された時点でわずかに1173ポイントであった香港のハンセン株価指数は、1987年には4000ポイントに達した⁽¹³¹⁾。その後、10月のニューヨーク市場の株価暴落を受けて1000ポイントほど下げたハンセン株価指数は徐々に回復し、89年の天安門事件で再度暴落した後、94年には1万2000ポイントという記録的高値を記録したことは記憶に新しい。また香港経済が80年代をとおして2桁成長を続けた結果、香港の1人当たりGDPは90年代初頭にはイギリ

スを凌駕するにいたった。

「中英共同声明」による交渉妥結以後、香港はこのような目覚ましい経済的発展を遂げた。それは中英両国にとって、交渉の対象であった香港経済というパイあるいは金の卵が大きくなつたという点で歓迎すべきことであった。中英両国が共有できる部分が増加したからである。しかし同時に「中英共同声明」による香港返還という方式が、交渉妥結後12年を経てさまざまな綻びをみせてきていることも事実である。

綻びが表面化した最大の場面は、いうまでもなく1989年6月4日の天安門事件である⁽¹³²⁾。天安門事件は中国に対する信頼度を極端に低下させただけでなく、中英交渉の中国側代表であった趙紫陽と許家屯の失脚をもたらした。多数の民主運動家が香港経由で脱出したり、香港からの物資・義捐金が天安門広場の学生たちに寄付されたりしたため、事件直後には中国政府は香港に対し、香港を反政府運動の基地にすることは許さないと強く警告した。北京の指導者たちの脳裏には革命前に香港を革命運動の基地として利用した記憶がよみがえったのかもしれない。

天安門事件がもたらした経済的影響は現在ではほぼ払拭されている。日本をはじめとする西側諸国は中国に対する経済制裁を実質的に解除したし、1992年には鄧小平自ら広東省の経済特区を訪れ経済の改革開放をうちだしたため、華南地域には空前の経済ブームがもたらされた。香港の経済界においては、香港経済はすでに中国経済と有機的に結合しており、相互依存も進んでいるため、97年の主権返還で経済が停滞することはない、という見方が普遍的である⁽¹³³⁾。

しかし、天安門事件は香港住民の政治意識を覚醒したこともまた確かである。1991年10月に「基本法」に基づいて行われた立法評議会の第1回の部分的直接選挙では、香港住民の自主権拡大を求めるいわゆる民主派が圧倒的な勝利をおさめた。同様の結果は95年の第2回選挙においても再現した。最近筆者が行った調査によると、香港の新聞のデータベースに登録される項目は、天安門事件前後で大きな変化を示している。例えば、「中英共同声明」とい

う項目については、89年までは年に数件を数えるにすぎないが、事件後の91年には267件に増え、94年でも144件を数えている。香港住民は天安門事件を契機に、自らの将来に重大な影響を与えかねない「中英共同声明」を検討しはじめたのである。

これらの事実は、天安門事件が香港住民の政治意識を高揚させ、1991年10月の立法局第1回直接選挙がそのような高揚した政治意識に「民主化」という表現の場を与えたことを示している。ロシアの市民がほぼ同時期のモスクワ・クーデターの失敗からソ連邦の崩壊を経て、突如「民主主義」を手にしたように、それまで民主主義とはほぼ無縁であった香港住民は、90年代になって突然「民主主義」——それは60名からなる総督の諮問機関にすぎない立法評議会の18名を選出するというきわめて限定的なものにすぎなかつたが——に目覚めたのである。こうした民主意識の覚醒には、「圧制的」政権である中国に返還されるという危機意識、報道の自由の存在、香港人意識の誕生、広範な知識人の存在といった多くの要素が関係していたであろう。

こうした香港の覚醒は「中英共同声明」に本質的な問題をつきつけずにはおかぬ。それは、「中英共同声明」は1984年当時の中国、イギリス、そして部分的な香港の間の力関係を固定して締結したものだ、という点である。84年当時の中国は鄧小平配下の胡耀邦や趙紫陽が、政治体制をも含めて改革・開放政策を追求していた時期であり、広東省の経済特区も現在ほどの発展をみせてはいなかった。イギリスはサッチャー保守党政権の高揚期であり、旧ソ連とのデタントを模索している時期であった。そしてなによりも、84年当時の香港は90年代半ばの現在の香港とは、少なくともその政治意識において異なる世界である。

1980年代の経済発展と高等教育の浸透により、90年代初頭の香港は実質的に植民地としての束縛を逃れてしまっている⁽¹³⁴⁾。それ故、植民地としての返還を取り決めた「中英共同声明」が90年代の香港の現状に完全に対応しきれないことは明らかである。香港における中産階級の発展がどのように起きたつあるかは、それ自体重要な研究対象であるが、上述した立法評議会の選

挙結果や職業構成にみるホワイトカラーの圧倒的な比重からみて、いったん高揚した香港住民の政治意識が10年前の状態に戻るとは考えられない。

そこで「中英共同声明」には、香港住民の意思がどの程度反映されていたのかが問題となる⁽¹³⁵⁾。クラドックが指摘するように、確かにイギリスは終始香港の返還をめぐる交渉は中国とイギリス、それに香港を加えた三者間のものという姿勢をとっていた⁽¹³⁶⁾。しかし、イギリスが想定した香港代表とは、香港総督と総督の諮問機関の代表あるいは個人的秘書といった人々であった。イギリスは香港住民の意見をくみ取るために、香港総督の絶対的権力を下部へ委譲することを考えていたわけではなかった。クラドックが交渉成功の理由の一つとして、交渉の秘密性をあげていることからわかるように、イギリスは時として感情的になる香港住民に交渉経過を逐一知らせるることは交渉の障害になると考えたのである。

同様のことは中国についてもいえる。北京の指導者たちが香港の著名人から意見を聴取することはあっても、それ以外の住民を交渉に参画させる意図は毛頭なかったことは明らかである。1983年に香港総督のユードがどのような資格で交渉に参加するのかが問題になったとき、「香港市民を代表して交渉に参加する」というユードの声明を、中国は中英以外の第三者を交渉に介在させようというイギリスの「策略」であるとして強く反発し、撤回させた⁽¹³⁷⁾。

中国の香港住民に対する見方は民主的代表権からは隔たったものであった。許家屯は、香港住民の圧倒的多数は香港の中国への返還を望んでおらず、ただ表立った反対をしなかっただけであったという事実を知っていたようである⁽¹³⁸⁾。香港住民の多数は中国からの移民であり、彼らの間の共産主義を恐れ、拒否し、反対する感情には強烈なものがあった。こうした反中国感情を鎮静させなければ香港の安定はありえないと許家屯は考えた。許のみるところ、こうした香港人の反中国感情を巧みに利用しているのはイギリスのほうで、中国はその広報や宣伝で秘密主義の殻に閉じこもっていたため、住民への啓蒙活動が大きく出遅れていた。

許はイギリスが香港住民の反共感情を利用していわゆる「民主カード」を使い、香港の「民意」を喚起し、交渉を有利に運ぼうとしているととらえた⁽¹³⁹⁾。許はこれに対抗して、香港返還交渉に香港代表が参加するのを峻拒する一方、中国系組織を動員して香港の指導者たちに対するロビー活動を開いた。許家屯は新華社香港分社の任務の一つを、香港住民を「親中国派」に改造する「宣伝戦」であると規定している⁽¹⁴⁰⁾。ここにみられる許の動きは、党の路線を貫徹するために住民に宣伝・啓蒙工作を行うという古典的な共産党幹部の反応である。ここに、後に表面化するいわゆる香港民主化要求を、中国の主権に対する西側諸国の扇動・干渉ととらえ、それに激しく反発するという中国の姿勢をみることができる。

ここで、これまでの叙述の要点を列挙し、まとめにかえたい。

1. 添付の「中英関係関連年表」が示すように、香港返還をめぐる交渉はけっして順を追った段階的な発展ではなかった。特定の継続的問題——例えば新界の租借期限の問題や「主権」の問題——は、長い停滞の後突如として表面化する。こうした問題発生の「波動」には、政権担当者の意思に加えて、国内における政権の交代あるいはフォークランド戦争のような外交上の事件といった外部環境の変化が大きく関係している。
2. 問題の出現が上記のような「波動」に影響されているとすると、問題に対する解決もまた、時間を追った展開を示してはいない。香港に対する主権の問題で明らかにされたように、問題解決の契機は存在していたにもかかわらず、問題解決は先送りされることがある。
3. 主権問題のような国家の根幹にかかる問題の解決には、時の政治指導者の関与が必要条件である。また、政策決定者に助言を与える顧問団の存在も必要である。これらの少人数のグループが問題を整理し、決定するため、決定の過程は多く秘密にされる。したがって、交渉の秘密性が問題解決のためには不可避となる。
4. 上記のような「少数・秘密主義」は第三者の介入を排除する傾向にあ

り、香港返還交渉において——少なくともその前段階では、返還によって最大の影響を受ける香港住民そのものが除外された。

5. 「少数・秘密主義」による問題の解決は、短期的な争点の解決に重点がおかれる。しかしそれによって根本的な問題が解決されるとは限らない。香港返還交渉に即していえば、問題の解決は当時の現状に即したものに限られており、交渉妥結後に発生した問題には対処できない。事実、サッチャー訪中前の準備段階では「主権」と「統治」の問題については論議がなされたが、正式交渉開始後発生してきた香港の代表権の問題、政権転換期の問題については議論はなされていない。また、1984年の「中英共同声明」は、締結後発生した民主化問題、中国の改革開放政策の継続性の問題については、対処できていない。問題の解決はきわめて一時的な性格のものであるということができよう。

- 注(1) 「中華人民共和国政府とグレートブリテン・北アイルランド連合王国政府の香港問題に関する共同声明」(霞山会編『中国総覧1986年版』) 701ページ。
- (2) そうした手法でイギリスの対香港政策を分析したものとして、中園和仁「中國への返還を控える香港——イギリスの撤退と香港住民に対する責任」(『国際問題』第430号、1996年1月) 38~57ページ。
- (3) 他に、中英交渉のイギリス側当事者であるマーガレット・サッチャー前首相、ジェフリー・ハウ (Geoffrey Howe) 前外相の回想録を参照。Margaret Thatcher, *The Downing Street Years*, London: Harper Collins, 1993; Geoffrey Howe, *Conflict of Loyalty*, London: Macmillan, 1994.
- (4) Christopher Howe, "Review Essay: Thirty Years of Sino-British Relations: a Foreign Office View," *China Quarterly*, No. 139, September 1994, pp.794~799.
- (5) Mark Roberti, *The Fall of Hong Kong: China's Triumph and Britain's Betrayal*, New York: John Wiley and Sons, 1994, Preface xvi.
- (6) その典型的な例は、鄧小平がサッチャー首相と会見したときの談話とされる「我々の香港問題に対する基本的立場」である。そのなかで、鄧は、香港返還をめぐる中英交渉とは、主権を回復する時期と方式を打ち合わせるためのものであり、「中英共同声明」はアヘン戦争という侵略戦争がもたらした不

- 平等条約に基づく体制の終結を意味するものだ、という見解を表明している。『鄧小平文選第三卷』北京、人民出版社、1993年、12~15ページ。
- (7) Kam Yiu-yu, "Decision-Making and Implementation of Policy toward Hong Kong," in Carol Lee Hamrin and Zhao Suisheng, eds., *Decision-Making In Deng's China: Perspectives From Insiders*, New York: M.E. Sharpe, 1995, pp. 101 – 110.
 - (8) 許によれば、港澳工作委員会書記のほうが「正業」であった。港澳工作委は中国政府が香港にもつ組織の総括責任者であり、許の赴任以後「省級単位」に昇格した。許家屯『許家屯香港回憶録』上、香港：香港連合報叢書、1994年、1~2ページ。
 - (9) 許の新華社香港分社社長就任は以下の三つの点で異例であった。(1)許の経歴が、前任者に比べて破格に高かったこと。平の党员であった前社長の王匡と比べて、許は中央委員かつ省の第一書記であった。(2)外交経験がまったくなかったこと。(3)広東人ではなかったこと。許家屯『許家屯香港回憶録』上、3ページ。
 - (10) この表現は1983年6月に中国国務院香港マカオ工作会議で、当時の外事弁公室秘書長であった陳楚が許に対して冗談めかして使ったとされる。許家屯『許家屯香港回憶録』上、84ページ。
 - (11) Robert Cottrell, *The End of Hong Kong: The Secret Diplomacy of Imperial Retreat*, London: John Murray, 1993, pp.24 – 25.
 - (12) Kam Yiu-yu, "Decision - Making……," p.102.
 - (13) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.27.
 - (14) Ibid., p.28.
 - (15) Percy Cradock, *Experiences of China*, London: John Murray, 1994, p.162.
 - (16) 許家屯『許家屯香港回憶録』上、144ページ。許によると中共の地下党员数千人が逮捕され、中共系労働組合組織がイギリスにより把握されたため、以後中共の組織活動は停滞を余儀なくされた。
 - (17) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.30.
 - (18) 谷垣真理子「香港における「港人治港」と政治社会の変容」(岡部達味編『グレーター・チャイナの政治変容』勁草書房、1995年) 254~257ページ。1970年代の香港における社会福祉政策の進展には、谷垣が指摘するように香港暴動への対策といった面があることは否定できない。しかし、一方では74年政権に返り咲いたイギリスの労働党内閣が、香港に対しても社会福祉政策と税制の見直しを迫ったという背景もある。Norman Miners, *The Government and Politics of Hong Kong*, Fifth Edition, Hong Kong: Oxford University Press, 1994, p.218.
 - (19) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.33.

- (20) Roberti, *The Fall of Hong Kong*……, pp.9 – 10.
- (21) Ibid., p.29.
- (22) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p48.
- (23) 許家屯『許家屯香港回憶録』上, 90ページ。
- (24) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.32.
- (25) Roberti, *The Fall of Hong Kong*……, pp.25 – 26.
- (26) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.16.
- (27) Ibid., p.177.
- (28) Ibid., p.178.
- (29) 中嶋嶺雄『香港——移りゆく都市国家』時事通信社, 1985年, 25ページ;
浜勝彦『中国——鄧小平の近代化戦略』(アジア現代史シリーズ 3) アジア
経済研究所, 1995年, 101ページ。
- (30) Cradock, *Experiences of*……, pp.161 – 162.
- (31) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.20.
- (32) 許家屯『許家屯香港回憶録』上, 67ページ。
- (33) Cradock, *Experiences of*……, p.165.
- (34) Roberti, *The Fall of Hong Kong*……, p.8.
- (35) Ibid., pp.13 – 14.
- (36) Miners, *The Government*……, p.217.
- (37) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.37.
- (38) Ibid., pp.40 – 41.
- (39) Ibid., p.42.
- (40) 同様の指摘は、例えば Howe, “Review Essay”……, pp.795 – 796 にみられる。
- (41) 許家屯『許家屯香港回憶録』上, 83ページ。この時期、中国側の関心は明
らかに経済に向いていた。1978年には、国務院副総理の谷牧を団長とする一
行が訪日し、財界首脳と懇談した。この訪日に副団長として参加した許家屯
は、香港に赴任するにあたり香港の財界を日本の経団連に似せて組織するよ
うにという廖承志からの指示を受け取った。許家屯『許家屯香港回憶録』上,
189~190ページ。
- (42) Cradock, *Experiences of*……, p.166.
- (43) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.49.
- (44) サイモン・ケズウィックは香港のアヘン貿易を独占したジャーディン・マ
セソン商会の創始者ウイリアム・ジャーディン (William Jardine) の子孫で
ある。Ibid., p.146.
- (45) Ibid., pp.44 – 46.
- (46) Ibid., p.47; Cradock, *Experiences of*……, p.166.
- (47) Cradock, ibid., pp.167 – 168; Cottrell, ibid., pp.47 – 48.

- (48) Cradock, *ibid.*, pp.164 – 166.
- (49) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.49.
- (50) *Ibid.*, p.50.
- (51) *Ibid.*, pp.50 – 51; Cradock, *Experiences of*……, pp.165 – 166.
- (52) Cottrell, *ibid.*, p.52.
- (53) Cradock, *Experiences of*……, p.166.
- (54) *Ibid.*, p. 166.
- (55) 許家屯『許家屯香港回憶錄』上, 83ページ。
- (56) Cradock, *Experiences of*……, p.167.
- (57) *Ibid.*, pp.166 – 167; Cottrell, *The End of Hong Kong*……, pp.54 – 55.
- (58) Cradock, *ibid.*, p.167.
- (59) *Ibid.*, p.168.
- (60) *Ibid.*, pp.167 – 168.
- (61) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, pp.56 – 57.
- (62) Kam Yiu-yu, "Decision - Making"……, pp.106 – 107.
- (63) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.59.
- (64) *Ibid.*, p.60. なお、大田勝洪・朱建栄編『外交』(原典中国現代史 6) 岩波書店, 1995年にみられる抄訳では「台湾の現状維持」の部分は抜けている。
- (65) 許家屯は、マクルホーズの新界租借問題の提起を「策動」と表現し、廖承志も同意見であったと述べている。許家屯『許家屯香港回憶錄』上, 88ページ。
- (66) 同上書, 88ページ。
- (67) 許家屯が香港新華分社社長に就任した1983年の夏には、すでに香港問題は外事指導小組で扱われていた。外事指導小組の会議には、許のほかに國務院香港マカオ弁公室主任の姪鵬飛、小組の秘書長を務める胡啓立、財政部長の王丙乾、組織部副部長、数名の國務委員らが参加し、香港に関する問題を集中的に討議、決定した。同上書, 57~58ページ。
- (68) 同上書, 82~83ページ
- (69) 志誠、雨川他『英國如何撤出殖民地』香港：香港文匯出版社編, 1993年。
- (70) 許家屯『許家屯香港回憶錄』上, 88~89ページ。
- (71) 同上書, 58ページ。
- (72) 盧子健・陳善美・張漢德・陸錦光・梁就茂編『民主香港探索』香港：曙光出版社, 1984年, 2ページ。
- (73) 姪鵬飛は半年後には香港マカオ弁公室主任として廖承志の後を継ぐことになった。Cradock, *Experiences of*……, p.170.
- (74) *Ibid.*, p.171.
- (75) 盧子健他編『民主香港……』2ページ。「基本方針12条」の内容は章末を参

照。

- (76) Cradock, *Experiences of China*……, p.171; 廬子健他編, 同上書, 2ページ。
- (77) 杭海路編『鄧小平著作思想生平大事典』山西人民出版社, 1993年, 1331ページ; Cradock, ibid., p.172.
- (78) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.66.
- (79) Ibid., p.67.
- (80) Cradock, *Experiences of*……, pp.172–173.
- (81) Thatcher, *The Downing*……, pp.60–171.
- (82) Roberti, *Tha Fall of Hong Kong*……, p.30.
- (83) Ibid., p.31; 中園「中国への返還を」44~45ページ。
- (84) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.69.
- (85) Cradock, *Experiences of*……, pp.172–173.
- (86) Thatcher, *The Downing*……, p.259. 彼女の回想録の香港・中国の章は以下の書き出しで始まる。「私が極東を訪問する1982年9月までには、イギリスそれに私自身の世界における位置づけはフォークランドの勝利によって大きく変わっていた」。
- (87) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.70.
- (88) Ibid., p.70.
- (89) Cradock, *Experiences of*……, p.174.
- (90) Cottrell, *The End of Hong Kong*……, p.70.
- (91) Thatcher, *The Downing*……, p.259.
- (92) Cradock, *Experiences of*……, pp.175–176.
- (93) Ibid., p.177.
- (94) Ibid., pp.178–179.
- (95) Ibid., p.179.
- (96) Ibid., p.179. ただし、実際にそのような意図があったかどうかは疑問である。例えば、香港の親中国系紙『文匯報』はサッチャー訪中を大きな歴史的転換点として報道し、その関連で鄧小平や趙紫陽のコメントを掲載している。そこには、少なくとも露骨な宣伝的意図はみられない。香港『文匯報』1982年、9月18日～9月25日。
- (97) Cradock, *Experiences of*……, p.179.
- (98) 「我々の香港問題に対する基本的立場」(『鄧小平文選第三卷』北京：人民出版社, 1993年) 14ページ。
- (99) 杭海路編『鄧小平著作思想……』1337ページ。
- (100) Cradock, *Experiences of*……, p.180.
- (101) 杭海路編『鄧小平著作思想……』1337ページ。
- (102) 金日成は9月16日に訪中、17日には鄧と会談、18日から24日まで鄧小平と

胡耀邦が金を成都と西安に案内し、サッチャーとの会見が行われた24日には鄧小平、胡耀邦、彭真、鄧穎超が「大宴会」を開催していた。杭海路編『鄧小平著作思想……』1337ページ。

- (103) Cradock, *Experiences of……*, p.182.
- (104) 許家屯『許家屯香港回憶録』上, 85ページ。
- (105) 同上書, 85ページ。
- (106) 同上書, 85ページ。
- (107) Thatcher, *The Downing……*, p.261.
- (108) Ibid., p.262.
- (109) Ibid., p.262.
- (110) Cradock, *Experiences of……*, p.183.
- (111) Ibid., p.183.
- (112) それまでのイギリス提案の語句、主権を放棄する法案の提出を「考慮する」を「用意がある」に代えたのはクラドックのアイデアであり、この変更を中国側は見逃さなかった。Ibid., p.186.
- (113) サッチャーは簡潔に、「この時点で私は望まぬこととはいえ、主権だけでなく統治についても中国側に譲歩しなければならないという決定を下した」と述べている。Thatcher, *The Downing……*, p. 490. 交渉の実際の担当者であつたクラドックにとっては、事態はそう簡単なものではなかつた。今回もまた、クラドックはイギリスの継続的統治を主張しながらも、一方で中国側の提案である「基本方針12条」を検討する用意があると中国に伝えることで、交渉の継続を勝ちとつた。Cradock, *Experiences of……*, pp.190–192.
- (114) Cradock, ibid., p.204.
- (115) Ibid., p.204.
- (116) 許家屯『許家屯香港回憶録』上, 113~114ページ。
- (117) 「中華人民共和国政府とグレートブリテン……」710ページ。
- (118) Cradock, *Experiences of……*, pp.201–202.
- (119) Ibid., p.202.
- (120) Ibid., pp.203–204.
- (121) Ibid., p.211.
- (122) Ibid., p.211.
- (123) 「中英共同声明」に公式に異議を唱えたのは台湾政府のみであった。
Roberti, *The Fall of Hong Kong……*, pp.116–117.
- (124) Ibid., p.129.
- (125) 少なくとも許家屯は、香港がこれまで安定と繁栄を享受してきた内的要素の一つとしてイギリス流の統治形態をあげている。許によれば、香港政府

は植民地性をもつとともに、少数精銳の諮問機関と専門知識をもつ文民制による政治体制をもっており、近年その植民地性を減少させるに伴い、安定的な経済発展がもたらされた。したがって、中国が香港の安定と発展を望むならば、香港政府の植民地性を払拭しつつ、その「自由性を吸収し、その民主性を発展させなければならない」。許家屯『許家屯香港回憶録』上、183ページ。

- (126) Cradock, *Experiences of……*, p.208.
- (127) 「中華人民共和国政府とグレートブリテン……」702ページ。
- (128) Cradock, *Experiences of……*, p.209.
- (129) Ibid., p.213.
- (130) 北京と香港との組織的関係は、実際には相当複雑である。前述したように新華社香港分社自体、香港マカオ工作委員会という党组织の表の組織であり、許家屯自身も新華社香港分社社長という表の身分と香港マカオ工作委員会書記という党的身分を兼任していた。新華社香港分社は國務院香港マカオ弁公室の下部組織であったが、実際には許家屯は香港マカオ工作委員会書記として、趙紫陽をはじめとする中央の指導者と直接接触していた。しかも、許家屯就任後、新華社香港分社は人員にして4倍、予算規模10倍、許の待遇は省級（大臣クラス）へと拡充された。許家屯が人事を刷新するまで、新華社香港分社・香港マカオ工作委員会と國務院香港マカオ弁公室や外交部との関係は必ずしも良好ではなかったようである。許家屯『許家屯香港回憶録』上、77～79ページ。
- (131) Roberti, *The Fall of Hong Kong……*, p.203.
- (132) ロベルティによれば、中国は天安門事件以前から香港の民主化をサポタージュするつもりであった。「基本法」の起草段階にあった1988年、中国は立法局に部分的な直接選挙を導入するという提案を退け、イギリス政府もそうした選挙を91年まで延期することに合意した。Ibid., p.203.
- (133) 野村総研香港有限公司編『香港と華人経済圏——アジア経済を制する華人パワー』日本能率協会マネジメントセンター、1992年、235ページは「97年は絶好のビジネス・チャンス」としている。同様の主張は、William Overholt, *China: The Next Economic Superpower*, London: Weidenfeld & Nicolson, 1993にもみられる。
- (134) Howe, “Review Essay……,” pp.797～799.
- (135) 主権争いにおいて住民の意思が反映されるものなのかどうかは重要な問題である。経験的にはカナダのケベック州の住民投票の例がある一方、例えば台湾の帰属をめぐる中国共産党と国民党との確執にみられるごとく、住民の意思をまったく無視した例もある。台湾に関しては、松田康博「中国の対台湾政策——「解放」時期を中心に」（『新防衛論集』第23巻第3号、

1996年1月) 32~48ページを参照。

- (136) Cradock, *Experiences of……*, p.211.
- (137) 許家屯『許家屯香港回憶録』上, 83~84ページ。
- (138) 同上書, 90ページ。
- (139) 同上書, 94ページ。
- (140) 同上書, 99ページ。

〈参考文献〉

(日本語文献)

- (1) 大田勝洪・朱建榮編『外交』(原典中国現代史 6) 岩波書店, 1995年。
- (2) 岡部達味編『グレーター・チャイナの政治変容』勁草書房, 1995年。
- (3) 可児弘明編『香港および香港問題の研究』東方書店, 1991年。
- (4) 中嶋嶺雄『香港——移りゆく都市国家』時事通信社, 1985年。
- (5) 野村総研香港有限公司編『香港と華人経済圏——アジア経済を制する華人パワー』日本能率協会マネジメントセンター, 1992年。
- (6) 浜勝彦『中国——鄧小平の近代化戦略』(アジア現代史シリーズ 3) アジア経済研究所, 1995年。
- (7) 『中国総覧』霞山会, 1982年, 1984年。
- (8) 『新防衛論集』。

(外国語文献)

- (9) Barnett, A. Doak, *The Making of Foreign Policy in China: Structure and Process*, Boulder: Westview Press, 1988.
- (10) Robert Cottrell, *The End of Hong Kong: The Secret Diplomacy of Imperial Retreat*, London: John Murray, 1993.
- (11) Percy Cradock, *Experiences of China*, London: John Murray, 1994.
- (12) Carol Lee Hamrin and Zhao Suisheng eds., *Decision-Making In Deng's China: Perspectives From Insiders*, New York: M.E. Sharpe, 1995.
- (13) Howe, Geoffrey, *Conflict of Loyalty*, London, Macmillan, 1994.
- (14) Norman Miners, *The Government and Politics of Hong Kong*, Fifth Edition, Hong Kong: Oxford University Press, 1994.
- (15) William Overholt, *China: The Next Economic Superpower*, London: Weidenfeld & Nicolson, 1993.
- (16) Mark Roberti, *The Fall of Hong Kong: China's Triumph and Britain's Betrayal*, New York: John Wiley and Sons, 1994.

- (17) Gerald Segal, *The Fate of Hong Kong*, London: Simon and Schuster, 1993.
- (18) Margaret Thatcher, *The Downing Street Years*, London: Harper Collins, 1993.
- (19) *China Quarterly*.
- (20) 鄧小平『鄧小平文選第三卷』北京：人民出版社，1993年。
- (21) 許家屯『許家屯香港回憶錄』上下，香港：香港連合報叢書，1994年。
- (22) 葉建源編『前途和希望—許家屯等論香港』香港：金陵出版社，1985年。
- (23) 廬子健·陳善美·張漢德·陸錦光·梁就茂編『民主香港探索』香港：曙光出版社，1984年。
- (24) 鄭赤琰『收回主權與香港前途』香港：廣角鏡出版社，1982年。
- (25) 鄭宇碩編『香港政治·經濟·社會論叢』香港：臻善文化事業公司，1984年。
- (26) 志誠，雨川他『英國如何撤出殖民地』香港：香港文匯出版社編，1993年。
- (27) 鄭德榮，邵鵬文，朱陽，顧民編『新中國紀事1949－1984』長春：東北師範大學出版社，1986年。
- (28) 馬齊彬，陳文斌ら編『中國共產黨執政四十年』北京：中共党史資料出版社，1989年。
- (29) 杭海路編『鄧小平著作思想生平大事典』山西人民出版社，1993年。

「香港に対する基本方針政策12条」

1. 憲法第31条に基づき香港特別行政区を設立する。
 2. 香港特別行政区は中央人民政府の直轄とし、高度の自治権を享受し、国防・外交は中央の管理とする。
 3. 香港特別行政区は行政権・立法権・司法権そして終審裁判権を享受し、現行の法律は基本的に変わらない。
 4. 香港特別行政区政府は香港人によって形成され、行政長官は香港における選挙あるいは協議を通じて選出され、中央人民政府によって任命される。現在香港の各政府部門で職に就いている外国籍公務員と警備員は引き続き働くことができ、外国籍の人を担当顧問あるいは公職に招聘できる。
 5. 香港の現行の社会・経済制度は変わらず、生活方式も変わらず、住民の権利・自由・私有財産は法律によって保証される。
 6. 香港特別行政区は自由港と独立関税自治区としての地位を保持する。
 7. 香港特別行政区は国際金融センターとしての地位を保持し、引き続き外国為替・金・証券・先物取引商品の市場を開放し、資本の進出は自由である。香港ドルは自由交換とし、引き続き流通する。
 8. 香港特別行政区は独立の財政を保持し、中央政府は香港より徴税しない。
 9. 香港特別行政区はイギリスおよびその他の外国と相互利益のある経済関係を作ることができる。
 10. 香港特別行政区は「中国香港」の名義をもって各国・各地および関連のある国際組織と単独に経済・文化関係を保持し発展することができる。
 11. 香港特別行政区はみずから社会治安維持の責任を負う。
 12. 中国は「基本法」をもって上述の基本方針政策およびこれらの方針政策の具体的な内容を規定し、それらは50年間変わらないものとする。
- (出所) 許家屯『許家屯香港回憶録』上、87~88ページ。

「香港問題」関連年表1 (1970~84年)

年月	事　項
1970. 4	英, 保守党ヒース政権
10	中国カナダ国交樹立
1971. 3	林彪クーデタ計画
4	中国, 米の卓球チームを招待
7	周恩来, キッシンジャーと北京で会談, ニクソン大統領を招待
9	林彪クーデタ計画失敗
10	国連総会, 中国招請, 台湾追放 周恩来, 英のマクドナルドに新界を期限内に接収する意思なしと言及
11	マクルホーズ香港総督に就任
1972. 1	陳毅外相死去, 後任姬鵬飛
2	ニクソン大統領訪中, 上海コミュニケ
3	黃華・中国国連大使, 香港とマカオを国連の植民地リストから外すよう要求 中英国交正常化
9	田中首相訪中, 日中共同声明署名, 国交正常化
10	周恩来, 『タイム』紙インタビュー, 香港返還は交渉により行い, 急がない
1973. 3	鄧小平, 副首相に復帰
8	鄧小平, 廖承志中共中央委に復帰
1974. 4	英, 労働党ウィルソン政権
5	英前首相ヒース一行訪中
11	喬冠華外相に就任
1975. 1	鄧小平, 党副主席
4	ベトナム戦争終結
12	フォード大統領訪中
1976. 4	英, 労働党キャラハン政権 周恩来死去 第一次天安門事件・鄧小平失脚
9	毛沢東死去

- 10 華国峰，中央委主席・「四人組」逮捕
 11 黄華外相に就任
 1977. 7 邓小平，政治局常務委，中央副主席，中央軍委副主席，國務院副總理に復帰
 8 中共第11回党大会，文化大革命の終結を宣言
 11 マクルホーズ香港総督，ロンドンでオーウェン外相と香港問題協議
 12 胡耀邦，中央組織部部長
 1978. 4 國務院香港マカオ弁公室成立，主任廖承志，総合組長魯平
 中共，「右派分子」の名誉回復
 6 クラドック駐北京大使に就任
 8 中日平和友好条約締結
 9 農業生産請負制開始
 10 邓小平訪日
 12 對外貿易部長，李強訪港，マクルホーズ香港総督を北京に招待
 中国中共三中全会・胡耀邦，中央秘書長
 中米国交回復
 1979. 1 台湾への砲撃停止・中国全人大「台湾同胞に告ぐ書」で「祖国復帰」と「三通」を提起
 鄧小平訪米
 2 邓小平訪日
 中越国境戦争
 3 魏京生逮捕・民主の壁運動弾圧
 鄧小平，香港総督マクルホーズと会見，香港の主権回復の意図を通知
 4 英，保守党サッチャーポーク・オーウェン外相訪中中止
 中央工作会议，陳雲経済調整を提起
 米国議会「台湾関係法」制定
 鄧小平，米国上下院議院団と会見
 6 邓小平，米国シートラウスUSTR代表と会見
 鄧小平，松下幸之助一行と会見
 7 中国，四つの経済特区設置を決定
 8 邓小平，米副大統領モンデールと会見
 9 邓小平，英前首相ヒースと会見
 鄧小平，米前大統領ニクソンと会見
 10 邓小平，英前首相マクミランと会見

- 華国峰主席、訪英
 12 民主の壁使用禁止
 大平首相訪中
1980. 2 胡耀邦、中共中央総書記
 7 英、「国籍法白書」提出
 9 趙紫陽、國務院総理
 中共中央、農業生産責任制強化を通知
 11 レーガン、米大統領に選出
1981. 3 英政府、香港電力の発電所建設設計画への出資を許可
 4 鄧小平、キャリントン英外相と会談
 6 華国峰、中央主席解任・胡耀邦、中央主席
 中共中央委、「歴史決議」採択、毛沢東批判
 9 葉劍英全人大委員長、台湾統合のための9項目提案
 10 英、「新国籍法」採択、発効は83年1月
1982. 1 英外務省アトキンス香港担当官訪中、趙紫陽と会談、香港資産の保護を示唆
 3 フォークランド戦争勃発・ブレジネフ、タシケント演説、対中改善提案
 4 鄧小平、胡耀邦北朝鮮訪問
 鄧小平、英前首相ヒースと会見、香港の台湾並み解決を示唆
 5 ユード香港総督就任
 6 フォークランド戦争終結
 7 英外務省、香港問題でサッチャー首相とブリーフィング
 9 中共第12回党大会
 鈴木首相訪中
 趙紫陽、香港に対する基本方針「12条」の骨子発表
 鄧小平、サッチャー英首相と会見、香港返還交渉の開始を同意
 金日成訪中
- 10 中ソ外務次官会談開始
 11 吳学謙、外相に就任
1983. 3 周南、外交部部長助理に就任
 サッチャー、趙紫陽に書簡を送り主権の放棄を示唆
 6 廖承志死去・姪鵬飛、香港マカオ弁公室主任に就任
 許家屯、新華社香港分社社長就任
 7 北京での香港返還交渉再開
 北京から帰国した香港の中学校代表団により「12条」の概要

- が伝わる
- 9 ソ連カピツツア外務次官訪中
- 10 サッチャー、趙紫陽に書簡を送り97年以降の統治の放棄を示唆
- 12 クラドック外務省副次官に就任、エヴァンス駐中国大使に就任
1984. 1 趙紫陽、國務院總理訪米
- 2 魏平、香港マカオ弁公室秘書長に就任
鄧小平、經濟特区を視察
- 3 中曾根首相訪中
- 4 ハウ外相訪中、帰途香港で1997年以降の統治権放棄を発表
レーガン大統領訪中
中国、14都市を対外開放
- 7 ハウ外相訪中、鄧小平と会見、各種懸案につき原則合意、鄧小平イギリス女王を中国に招待、ハウは帰途香港で返還条約を準備中と発表
- 9 中英、香港問題合意文書に仮調印
- 12 「中英共同声明」正式調印

(出所) Cottrell, *The End of Hong Kong*; Cradock, *Experiences of China; The Other Hong Kong Report*; 『偉大的実践光輝的思想』;『鄧小平革命活動大事記』;『新中国紀事1949-1984』;『圖片香港歴史』;『中国総覧』;『中国共産党執政四十年』。

「香港問題」関連年表 2・中英香港返還交渉年表（1982～84年）

1982年

- 1月 6日 趙紫陽総理、英外務省のアトキンスと会見、香港の主権回復の意思を表明、香港は自由港として残す、サッチャー首相の訪中を確認
- 4月 6日 鄧小平、イギリス前首相ヒースと会見、香港の台湾並み解決を示唆
- 5月 20日 ユード香港総督着任
- 6月 15日 鄧小平、香港代表団と会見
- 9月 5日 ユード香港総督と香港行政委ロンドンでサッチャー首相と会見
- 9月 23日 サッチャー・趙紫陽会談
- 9月 24日 サッチャー・鄧小平会談、外交交渉開始を同意
- 9月 26～28日 サッチャー首相香港で記者会見、条約を尊重すべきと発言、中国が非難
- 11月 20日 廖承志国務院香港マカオ弁公室主任香港マカオ代表と会見、「香港人が香港を治める」、1年内に香港の青写真を起草する用意があると発言
- 12月 4日 中国新憲法発布、「特別行政区」条項を含む
- 12月 9～11日 イギリス外務省員ペルステッド香港訪問、97年問題の解決は中国、イギリス、香港の「三つの脚」によって支えられるべきと言及

1983年

- 3月 9日 サッチャーから趙紫陽への書簡、交渉妥結を条件に香港の主権の返還をイギリス議会に提出する準備あり
- 5月～6月 中英外交代表団北京で準備会合
- 6月 10日 廖承志国務院香港マカオ弁公室主任死去、後任姪鵬飛
- 6月 30日 許家屯新華社香港分社社長着任
- 7月 1日 中英、香港返還をめぐる正式交渉の開始を宣言、12日から北京で開始
- 7月 4日 ユード総督と香港行政委ロンドンでサッチャー首相、新任のハウ外相と会談
- 7月 12～13日 公式会談の第1ラウンド。イギリスは香港におけるイギリス

- の統治の必要性を分析した資料の発表を始める。会談の閉会の際に発行された広報は「有益かつ建設的」と表現
- 7月25～26日 公式会談の第2ラウンド。ただ「建設的」と広報で表現される
- 7月29日 香港に対する基本方針「12条」草稿が北京から戻った香港の中学校の代表団により公表される
- 8月2～3日 公式会談の第3ラウンド。イギリス側発表終了。中国は97年以降のイギリスの統治の維持を再度拒否。コミュニケから「有益」と「建設的」の言葉が消える
- 8月15日 胡耀邦総書記、日本人記者団に対し中国は97年7月1日を期して香港の主権を回復すると表明
- 9月16日 中国外交部次官周南、「ファイナンシャル・タイムズ」紙とのインタビューで主権と統治は不可分と主張
- 9月22～23日 公式会談の第4ラウンド。97年以降も統治が継続されるべきというイギリスの主張をめぐって紛糾
- 9月24～25日 香港ドル危機、米ドルとの為替レートが急落、一時は1米ドル当たり9.5香港ドル
- 9月25日 香港政府声明、香港ドルの米ドルとのペグを示唆
- 9月24～28日 イギリス外務省のルース香港訪問
- 9月27日 ルース、イギリス主席代表クラドック、ユード香港総督、香港行政委の会談、クラドックはイギリス側の譲歩なしには交渉継続は困難と主張
- 9月28日 ルース、帰国にあたって「メガホン外交」批判
- 10月7～8日 ロンドンにて、ユード香港総督、香港行政委、クラドック、ハウ外相、サッチャー会談、イギリスは「条件つきで」97年以降の香港の統治問題を棚上げし、中国案を「検討」することを決定
- 10月15日 香港政府、香港ドルを1米ドル当たり7.8ドルで米ドルにペッグすることを決定
- 10月19～20日 公式会談の第5ラウンド。イギリスは中国の香港の青写真を慎重に考慮することを正式に提案。コミュニケには「有益かつ建設的」の言葉が復活
- 11月14～15日 公式会談の第6ラウンド。イギリスは97年以降の香港に対し「いかなる権威も持たない」とすることを提案
- 11月16日 國務院香港マカオ弁公室主任姪鵬飛、中国は97年以降の香港に対し少なくとも50年間はいかなる変更をも持ち込まないと言及

12月7～8日 公式会談の第7ラウンド。中国は正式に香港の青写真を提出。
97年以後の香港の法体制と政府組織に関する討議
12月25日 クラドック外務省次官補に就任、エヴァンス駐中国大使に就任

1984年

1月13日 九竜暴動、30人が怪我
1月16～17日 ユード香港総督と行政局委サッチャーと会談、姫鵬飛が示した中国の青写真をめぐって討議
1月23日 新華社香港分社副社長李儲文、交渉が84年9月までに妥結しない場合は中国は一方的に香港政策を発表すると声明。
1月25～26日 公式会談の第8ラウンド。中英双方の主席代表交替、中国は周南外交部副部長、イギリスはエヴァンス北京大使。97年後の香港の政治システムと軍隊の役割に関する討議
2月22～23日 公式会談の第9ラウンド。中国は過渡期のための措置準備を討議すること、さらにそれらの措置を97年に先立って導入することを提案
2月26～28日 ルース、クラドック、エヴァンス北京大使、ユード香港総督、香港行政局委、香港で会合、中国の設定した84年9月の期限と97年以前の中国の役割を討議
3月14日 香港立法局が動議を通し、中英交渉の締結前に香港の将来にかかる提案を論議する権利を主張
3月16～17日 公式会談の第10ラウンド。
3月26～27日 公式会談の第11ラウンド。
3月28日 イギリス系資本の最大手ジャーディーン・マセソン本社機能のバーミューダ移転を発表。
4月5～6日 ハウ外相の訪中準備のため、ユード香港総督、香港行政局委、ロンドンでサッチャー、ハウと会談。
4月11～12日 公式会談の第12ラウンド。
4月15～18日 ハウ外相訪中、鄧小平、趙紫陽総理、姫鵬飛と会談、中英の条約は詳細なものであるべきこと、9月の期限は批准ではなく起草でかまわないという点でトウの合意を得る
4月19～20日 ハウ外相香港訪問、記者会見で97年以降イギリスが香港統治を継続するのは「現実的ではない」と表明
4月27～28日 公式会談の第13ラウンド、経済貿易問題討議
5月10日 香港行政局、立法局委代表イギリス議会で97年後の「適切な保障」を求めてロビイ活動

- 5月10～11日 公式会談の第14ラウンド
- 5月25日 鄧小平、香港記者団に対し97年以降中国人民解放軍が香港に駐留すると言明
- 5月30～31日 公式会談の第15ラウンド
- 6月12～13日 公式会談の第16ラウンド、合意文書起草のための起草委員会の設立を合意
- 6月21日 起草委員会初会合
- 6月23日 鄧小平、香港行政局委代表と会見、彼らの懸念を否定、97年以前の返還事務を扱う中英合同連絡委について言及
- 6月27～28日 公式会談の第17ラウンド
- 7月4日 香港総督ユード、北京大使エヴァンス、ロンドンでサッチャー、ハウ、クラドックと会談、ハウ外相の訪中の内容を協議
- 7月11～12日 公式会談の第18ラウンド
- 7月12～13日 イギリス外務省のルース訪港、香港政府行政局に背景説明
- 7月24～25日 公式会談の第19ラウンド
- 7月27～31日 ハウ外相訪中、鄧小平と会談、イギリスは交渉期限の遵守を示唆、中国は連絡委の機能縮小に合意、鄧小平イギリス女王を中国に招待
- 8月1日 ハウ外相香港で記者会見、法的拘束力のある合意が形成されつつあること、香港の社会経済制度が保全されることを言明
- 8月8～9日 公式会談の第20ラウンド、討議は残された三つの領域（土地、航空協定、国籍）に集中
- 8月21～22日 公式会談の第21ラウンド
- 9月5～6日 公式会談の第22ラウンド、97年以前の土地売却を管理する土地委員会の設立を合意
- 9月6～17日 残された問題解決のための非公式会談
- 9月18日 「中英共同声明」文書を各政府に配付
- 9月26日 趙紫陽総理とエヴァンス大使が「中英共同声明」に仮調印
- 11月14日 中国全国人大「中英共同声明」を批准
- 11月29日 香港の世論調査室「大多数の香港住民は合意に満足」と報告
- 12月5日 イギリス議会「中英共同声明」を批准
- 12月19日 サッチャー首相と趙紫陽総理、北京で「中英共同声明」に正式調印

(出所) Robert Cottrell, *The End of Hong Kong: The Secret Diplomacy of Imperial Retreat*, London: John Murray, 1993, pp.197–204; Percy Cradock, *Experiences of China*, London: John Murray, 1994.